

第 4 期
八百津町地域福祉（活動）計画
（素案）

2019 年
（平成 31 年） 3 月
八 百 津 町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	3
3	計画の策定体制	5
第 2 章	八百津町の現状.....	6
1	統計調査からみる八百津町の現状	6
2	八百津町の福祉の動向	16
3	八百津町の地域活動等の動向	21
4	アンケート調査結果の主な結果	22
5	地区懇談会の意見のまとめ	36
6	現状を踏まえた評価・課題	38
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	41
1	基本理念	41
2	基本目標	42
3	施策の体系	43
4	計画を進める上での視点	44

第4章 施策の展開..... 45

基本目標1	住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり	45
基本目標2	住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり	56
基本目標3	地域福祉推進のための体制づくり	61
基本目標4	住民誰もが安心して暮らせる環境づくり	71
成果目標		78

第5章 計画の推進..... 79

1	計画の推進体制と評価	79
---	------------------	----

参考資料.....

※元号「平成」の表記について

元号表記は「平成」となっていますが、平成31年5月以降は新元号に読み替えることとします。



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的な現状・背景

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況のなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

日本全体が人口減少社会を迎えたなかで、本町においては、高齢化が急激に進行しており、5割を超える地区もあり、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指しており、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

（２）法律等の動向

国では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成 25 年 6 月）され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化されました。また、介護保険法の改正（平成 27 年 4 月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

生活困窮者自立支援法（平成 27 年 4 月施行）において、自治体は生活困窮者に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ること、そして、障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった動きがみられます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載が求められています。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（３）地域福祉の考え方

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

そのためには、官・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となっ
て行う多様な助け合いの活動をつなぐことが、地域福祉の役割となります。地域住民だけでなく、様々な活動をしている団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切に
する社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 法律の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

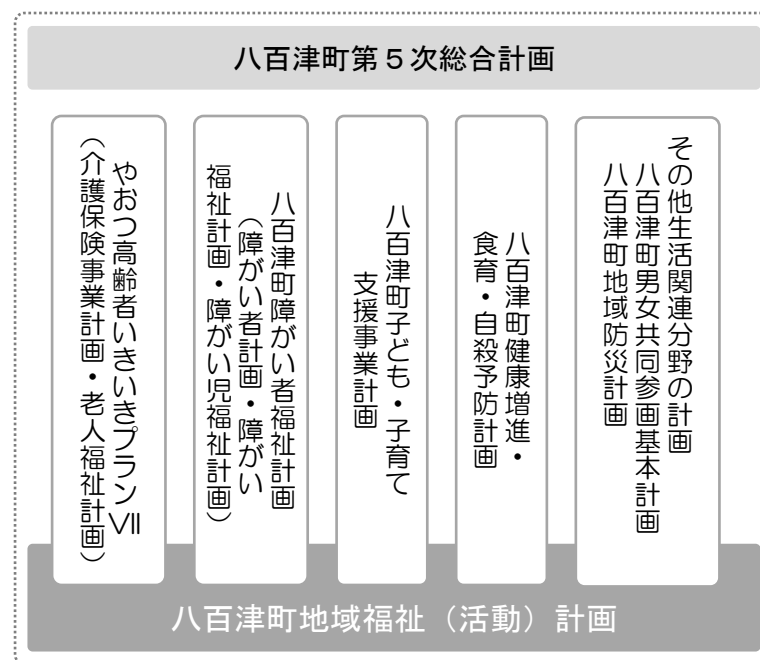
地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込む事が求められています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、八百津町第5次総合計画の分野別計画として位置づけられており、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、子ども（子育て支援）等の分野別計画を内包した総合的な計画となります。

防犯や防災、まちづくりや人権、男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。



(4) 計画期間

計画の期間は、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度（平成 35 年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)	2021 年度 (平成 33 年度)	2022 年度 (平成 34 年度)	2023 年度 (平成 35 年度)
八百津町第 5 次総合計画						
第 3 期計画		第 4 期八百津町地域福祉（活動）計画				
		八百津町健康増進・食育・自殺予防計画				
		八百津町障がい者福祉計画				
		やおつ高齢者いきいきプラン				
		八百津町子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、住民アンケート調査を実施するとともに、6つの地区で地区懇談会を開催しました。また、幅広い分野の関係者を委員とする「八百津町保健福祉推進協議会」において審議を行いました。



第 2 章

八百津町の現状

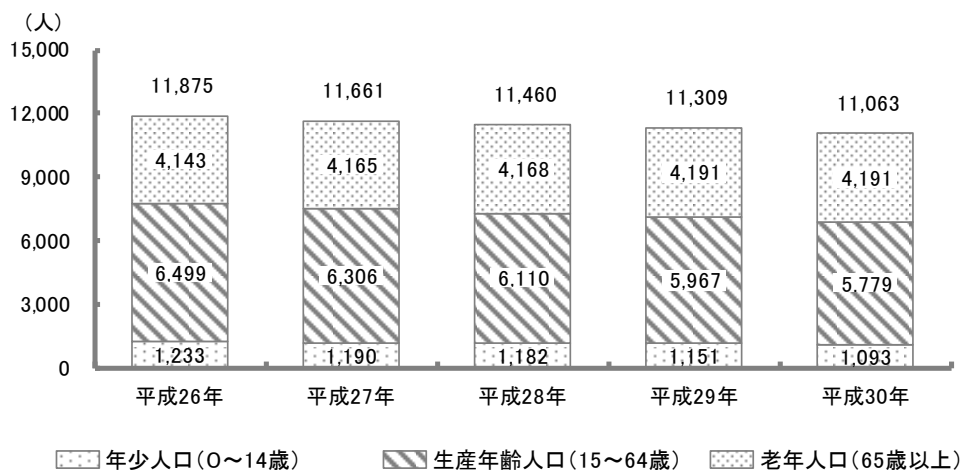
1 統計調査からみる八百津町の現状

(1) 年齢区分別人口の推移

本町の総人口は、年々減少しており、平成 30 年には 11,063 人となっています。

年齢別でみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。一方で、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあり、平成 30 年 9 月 30 日現在では、4,191 人となっています。

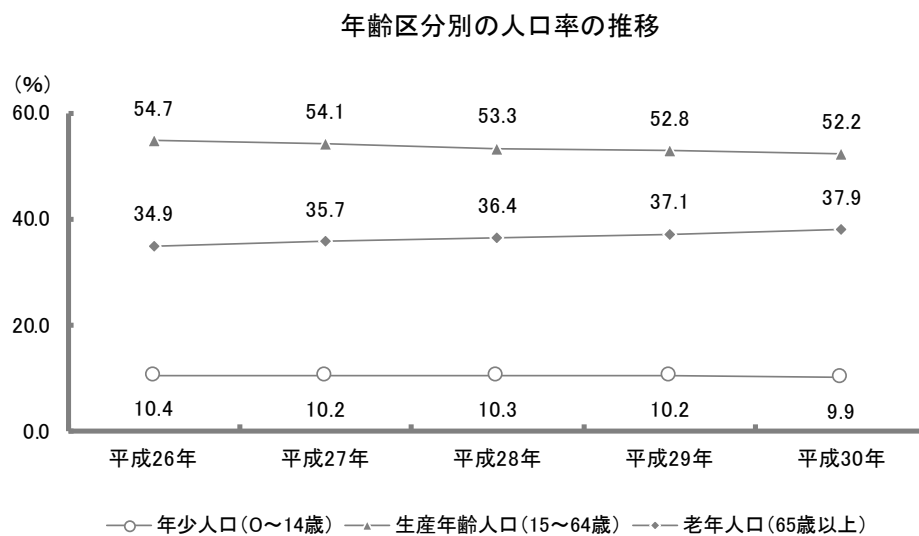
年齢区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

(2) 年少人口率・生産年齢人口率・老年人口率の推移

平成 26 年から平成 30 年までの年齢区分別の人口率の推移をみると、平成 30 年における年少人口率は 9.9%、生産年齢人口は 52.2%と減少傾向にあります。老年人口をみると、平成 30 年は平成 26 年に比べ 3.0 ポイント増の 37.9%と、全人口の 3 分の 1 以上の割合となっています。



資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

(3) 各地区の人口

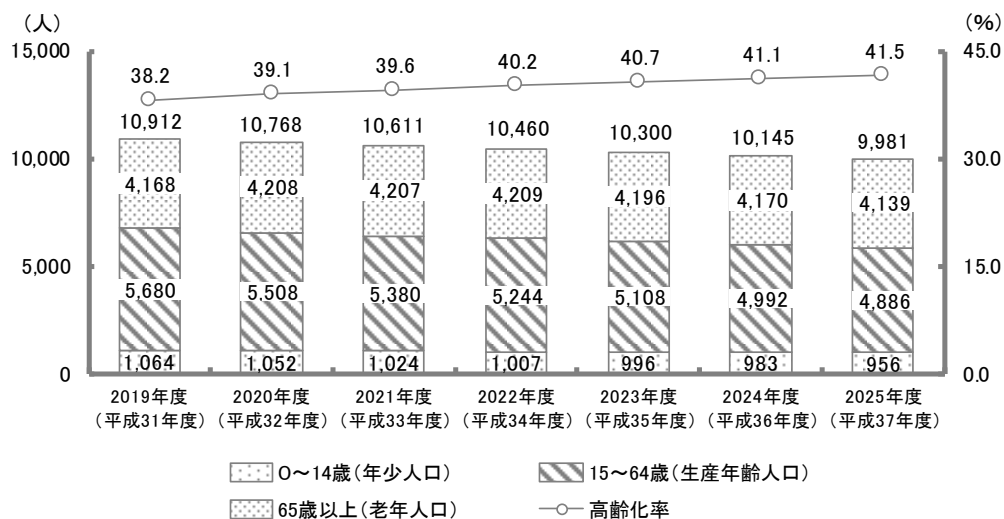
各地区の人口をみると、八百津で最も多く、3,581 人となっています。一方、一番少ないのが福地で 340 人となっています。65 歳以上人口は、久田見・福地・潮南が、すべて 45%以上を超えています。各地区の将来推計を見ると、福地地区で 2024 年（平成 36 年）には 6 割を超えると予測されます。

各地区の人口

地区名	区分	年齢区分			総数
		15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	
八百津	人口(人)	318	1,735	1,528	3,581
	割合(%)	8.9	48.5	42.7	100.0
伊岐津志	人口(人)	245	1,119	623	1,987
	割合(%)	12.3	56.3	31.4	100.0
和知	人口(人)	395	2,003	1,104	3,502
	割合(%)	11.3	57.2	31.5	100.0
久田見	人口(人)	90	534	539	1,163
	割合(%)	7.7	45.9	46.3	100.0
福地	人口(人)	17	151	172	340
	割合(%)	5.0	44.4	50.6	100.0
潮南	人口(人)	28	237	225	490
	割合(%)	5.7	48.4	45.9	100.0

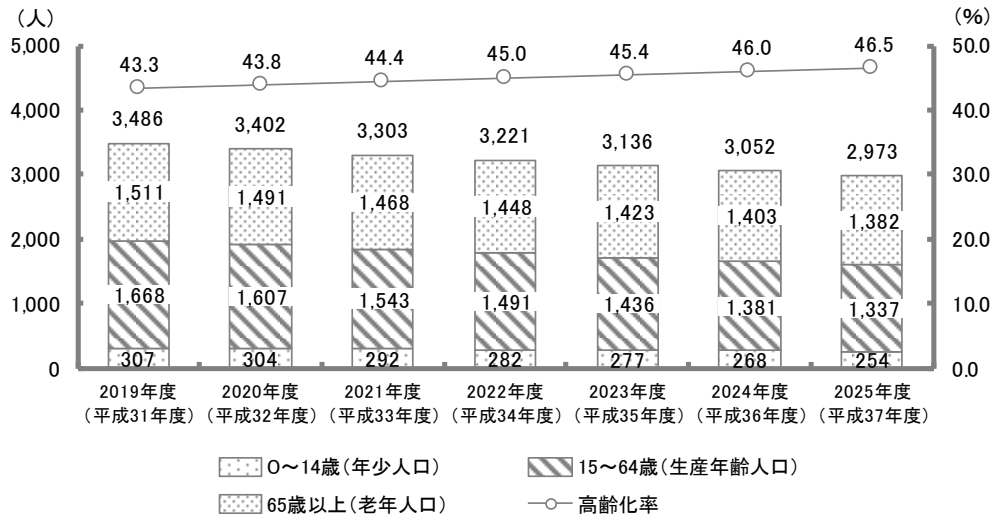
資料：住民基本台帳（平成 30 年 9 月 30 日現在）

八百津町（全体）の将来推計人口

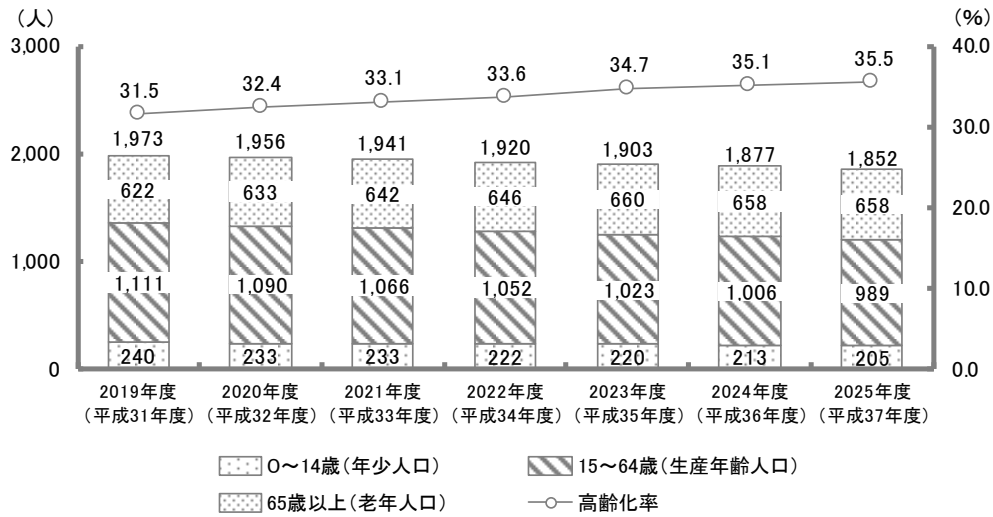


資料：平成 26 年～30 年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

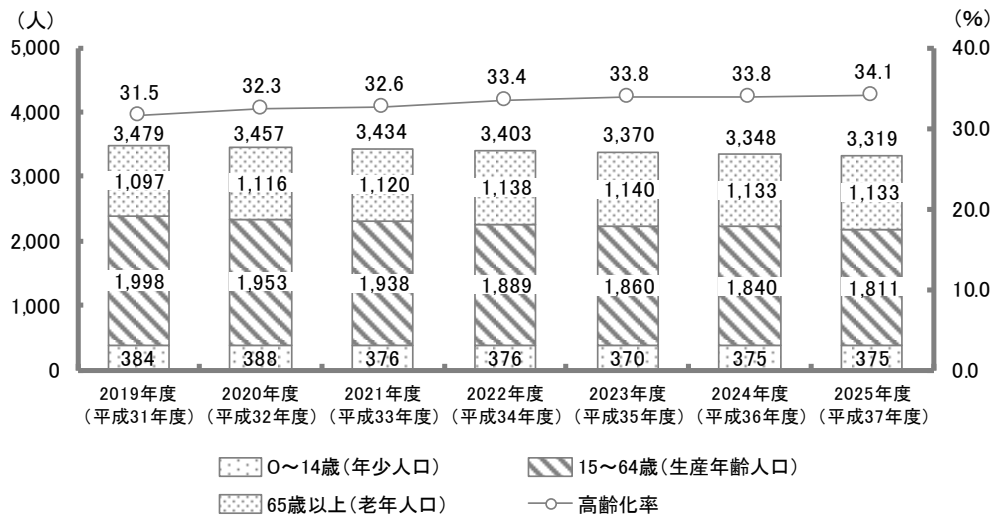
八百津地区の将来推計人口



伊岐津志地区の将来推計人口

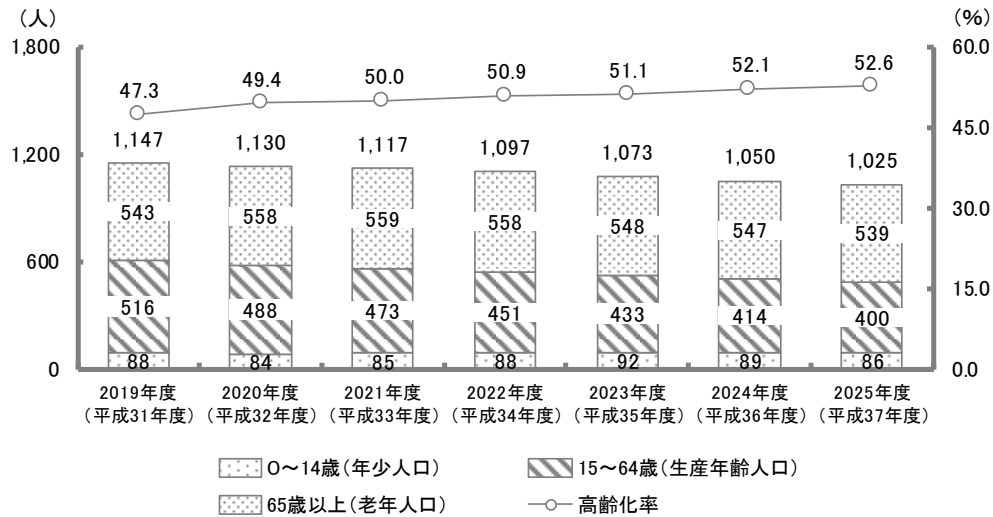


和知地区の将来推計人口



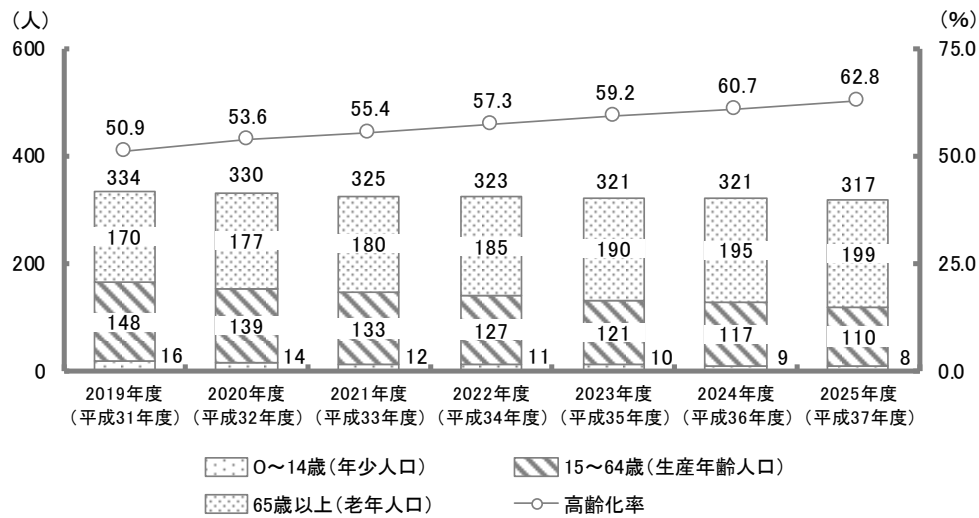
資料：平成 26 年～30 年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

久田見地区の将来推計人口



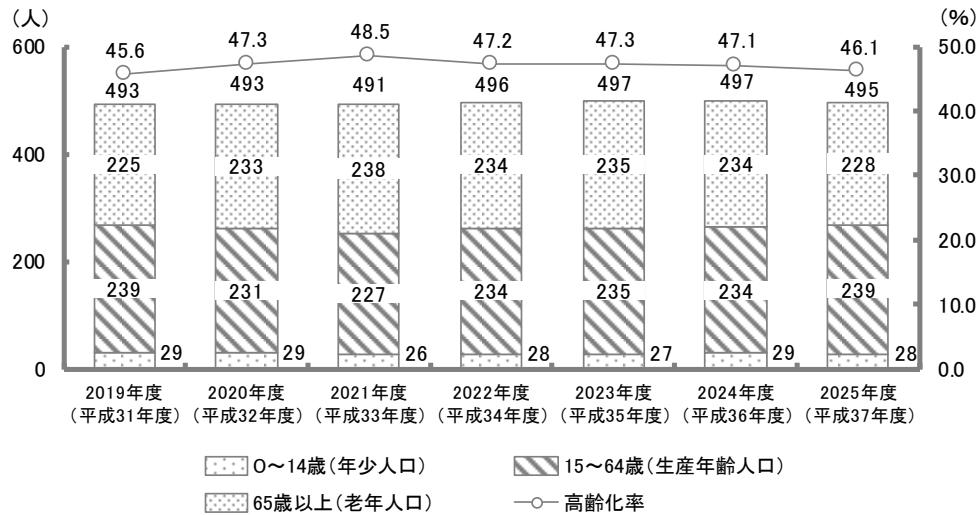
資料：平成 26 年～30 年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

福地地区の将来推計人口



資料：平成26年～30年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

潮南地区の将来推計人口



資料：平成26年～30年の実績人口（住民基本台帳による）を基に推計

(4) 人口動態

平成 25 年以降の人口動態の推移をみると、自然動態では死亡が出生を上回り、社会動態では転出が転入を上回っています。

人口動態

単位：人

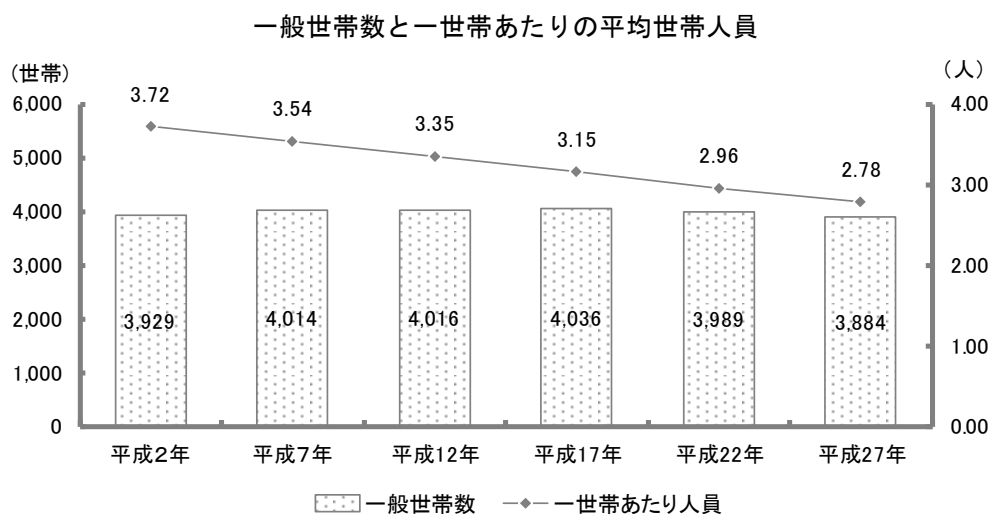
	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	増減	転入	転出	増減
平成 25 年	74	198	-124	250	308	-58
平成 26 年	55	203	-148	264	296	-32
平成 27 年	61	180	-119	221	314	-93
平成 28 年	66	203	-137	207	266	-59
平成 29 年	60	190	-130	257	280	-23

※自然動態及び社会動態は、各年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの動態数
資料：岐阜県人口動態統計調査

(5) 世帯の動向

① 一般世帯数と一世帯あたりの平均世帯人員

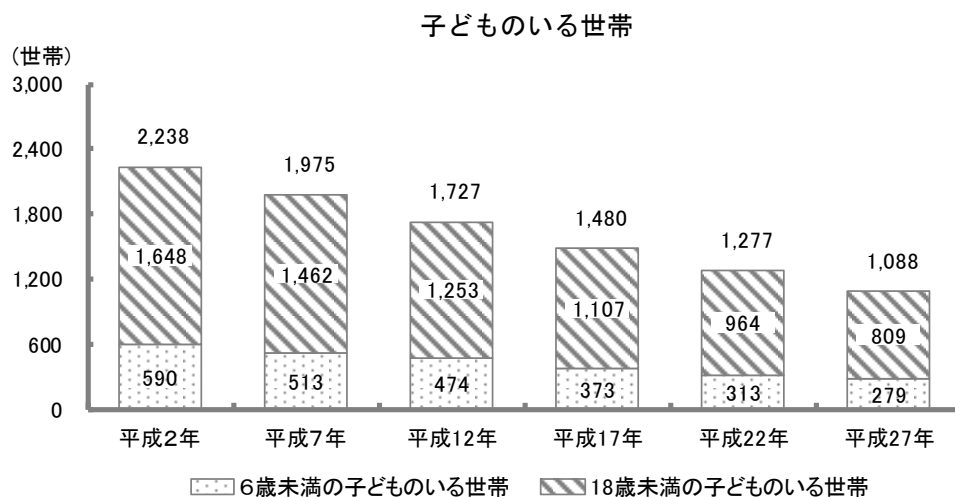
一般世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成27年では3,884世帯となっています。一方で、一世帯あたりの平均世帯人員数は年々減少しており、このことは、育児や介護など、家庭内でまかなえる力の低下につながっているといえます。



資料：国勢調査

② 子どものいる世帯

子どものいる世帯数の推移をみると、「6歳未満の子どものいる世帯」「18歳未満の子どものいる世帯」とともに、年々減少しており、少子化の進展がうかがえます。平成27年の子どものいる世帯は、平成2年と比較すると、約半数となっています。

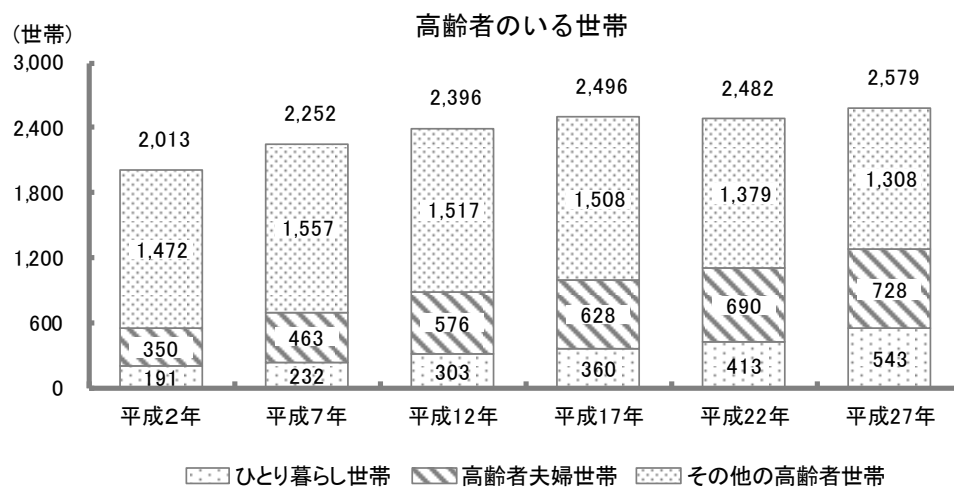


資料：国勢調査

③ 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯数の推移をみると、対象世帯は年々増加しており、平成 27 年では 2,579 世帯となっています。

平成 7 年以降、「ひとり暮らし世帯」や「高齢者夫婦世帯」は増加し、「その他の高齢者世帯」は減少しています。



資料：国勢調査

(6) 就業の動向

① 労働力状態別人口の推移

労働力状態別人口の推移をみると、「労働力総数」は年々減少しており、平成 27 年は 5,492 人となっています。また、「完全失業者数」は年々増加していましたが、平成 27 年で 165 人に減少し、「完全失業率」も平成 22 年に比べ、2.01 ポイント減少しています。

労働力状態別人口の推移

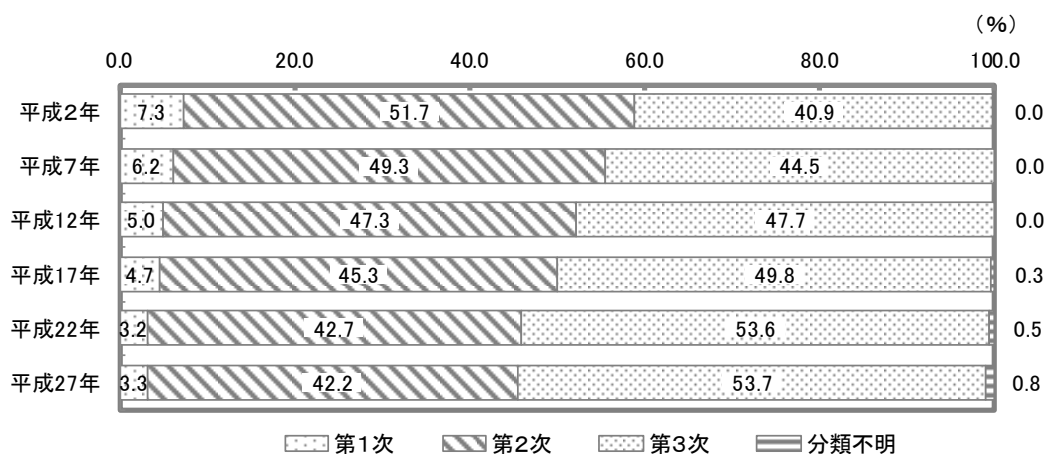
区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15 歳以上総数(人)	12,138	12,061	11,706	11,320	10,639	9,802
労働力総数(人)	7,594	7,381	6,935	6,584	6,020	5,492
就業者数(人)	7,443	7,169	6,683	6,358	5,718	5,327
完全失業者数(人)	151	212	252	226	302	165
完全失業率(%)	1.99	2.87	3.63	3.43	5.01	3.00
非労働力(人)	4,544	4,680	4,771	4,736	4,619	4,310

※15 歳以上総数には労働力状態「不詳」を除く
資料：国勢調査

② 産業別就業人口割合の推移

産業別就業人口割合の推移をみると、「第 1 次産業」と「第 2 次産業」は年々減少し、一方「第 3 次産業」が年々増加する傾向にありましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては、どの産業も横ばいとなっています。

産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

2 八百津町の福祉の動向

(1) 社会福祉施設の配置状況

町内の平成 30 年 4 月 1 日における社会福祉施設の配置状況は以下のようになっています。

町内社会福祉施設の配置状況

単位：箇所

区分		八百津町					
		八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
高齢者 関係	養護老人ホーム	1					
	特別養護老人ホーム	1			1		
	老人保健施設	1					
	通所介護事業所 (老人デイサービスセンター)	4	2		1		
	小規模多機能型通所 介護事業所				1		
	地域包括支援センター	1					
	指定事業者 (短期入所)	1					
障がい者 関係	障がい福祉施設 (グループホーム含)	2					2
	児童発達支援事業施設	1					
児童関係	子育て支援センター	1					
	保育園	1	1	1	1		1 (休園中)
	小学校	1	1	1	1		1
	中学校			1	1		
その他	保健センター	1					
	福祉センター	1					

資料：八百津町

(2) 保育園の在園児数

町内の平成 30 年 4 月 1 日現在の保育園の在園児数をみると、定員 300 人に対して 267 人となっています。そのうち、3 歳未満児が 61 人となっています。

保育園の在園児数

単位：人

	定員	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
八百津保育園	100	5	7	7	18	20	27	84
錦津保育園	80	1	9	3	18	22	20	73
久田見保育園	40	1	0	2	9	5	12	29
潮南保育園	休園中							0
和知保育園	80	3	12	10	23	12	19	79
管外	-	0	1	0	1	0	0	2
小計	300	10	29	22	69	59	78	267

資料：八百津町

(3) 小学校の在校生数

町内の平成 30 年 5 月 1 日現在の小学校の児童数をみると、全体で 452 人となっています。学年別でみると 6 年生の 92 人を除いて、各学年 70 人前後となっています。

小学校の在校生数

単位：人

小学校名	1 年生			2 年生			3 年生			4 年生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	15	7	22	12	11	23	10	15	25	9	9	18
和知小学校	12	12	24	6	13	19	14	15	29	13	12	25
錦津小学校	4	11	15	13	8	21	13	4	17	10	7	17
久田見小学校	3	4	7	4	2	6	2	3	5	4	3	7
潮見小学校	1	0	1	2	0	2	2	0	2	1	1	2
小学校在校生（計）	35	34	69	37	34	71	41	37	78	37	32	69

小学校名	5 年生			6 年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津小学校	14	10	24	13	17	30	73	69	142
和知小学校	13	18	31	20	13	33	78	83	161
錦津小学校	9	6	15	7	12	19	56	48	104
久田見小学校	1	1	2	4	3	7	18	16	34
潮見小学校	0	1	1	2	1	3	8	3	11
小学校在校生（計）	37	36	73	46	46	92	233	219	452

資料：八百津町

(4) 中学校の在校生数

町内の平成 30 年 5 月 1 日現在の中学校の生徒数をみると、全体で 266 人となっています。学年別でみると 1 年生で 63 人、2 年生で 98 人、3 年生で 105 人となっています。

中学校の在校生数

単位：人

中学校名	1 年生			2 年生			3 年生			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
八百津中学校	29	24	53	42	45	87	48	43	91	119	112	231
八百津東部中学校	5	5	10	7	4	11	7	7	14	19	16	35
中学校在校生（計）	34	29	63	49	49	98	55	50	105	138	128	266

資料：八百津町

(5) 支援を必要とする人の動向

要支援・要介護認定者数をみると、平成 29 年度で 770 人となっています。そのなかで、要支援者は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて要支援 2 が 44 人増加しています。一方、要介護者は、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて要介護 3 が 20 人、要介護 4 が 18 人の増加と中程度の認定者数が多くなっています。

要介護認定者数

単位：人

区分			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
要介護認定者数			667	704	744	751	770
要 介 護 認 定 区 分	要支援者	1	99	117	105	100	96
		2	80	103	125	138	124
		計	179	220	230	238	220
	要介護者	1	131	114	123	126	149
		2	112	124	117	105	107
		3	94	96	108	111	114
		4	98	92	109	105	116
		5	53	58	57	66	64
		計	488	484	514	513	550

資料：八百津町

全体の障がい児・障がい者数は、平成 29 年では、平成 25 年に比べ減少傾向ですが、障がい児数は増加しています。

障がい児・者数の推移

単位：人

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
障がい児・障がい者	899	925	832	816	801
障がい者	868	896	801	782	764
身体障がい者	653	673	569	563	537
知的障がい者	138	142	147	130	134
精神障がい者	77	81	85	89	93
障がい児	31	29	31	34	37

資料：八百津町

3 八百津町の地域活動等の動向

(1) 地域の各種団体数等

① 地域の福祉活動を担う役員等

町内の地域の福祉活動を担う役員等の状況は、以下のようになっています。

地域の福祉活動を担う役員等

単位：人

区分	八百津町					
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南
民生委員・児童委員	10	3	6	5	2	2
主任児童委員	1			1		
福祉協力員	30	5	17	15	6	5
福祉活動推進員	30	5	17	15	6	5
身体障がい者相談員	2	2	1		1	1
知的障がい者相談員			1			

資料：八百津町

② 地域の福祉活動団体等

町内の地域の福祉活動団体等の状況は、以下のようになっています。

町内のボランティア団体・NPO団体数

区分	八百津町						
	八百津	伊岐津志	和知	久田見	福地	潮南	全域
ボランティア活動	2	3	2	1		1	15
NPO法人	2						

※ボランティア団体のうち15団体は、地区を限定せず活動に取り組んでいます。

資料：八百津町

4 アンケート調査の主な結果

本調査は、「第4期八百津町地域福祉（活動）計画」を策定するにあたり、住民の意見を伺い、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

（１）調査方法

調査対象者	町内にお住まいの 20 歳以上の人
抽出方法・人数	無作為により 1,000 人を抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成 29 年 11 月 1 日
調査期間	平成 29 年 11 月 10 日～平成 29 年 11 月 30 日

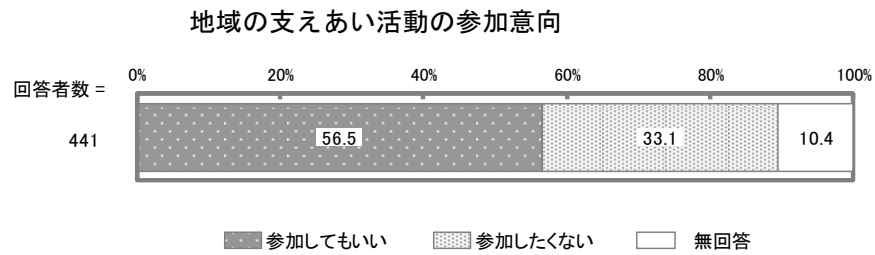
（２）回収結果

配 布 数	有効回答数	有効回答率
1,000	441	44.1%

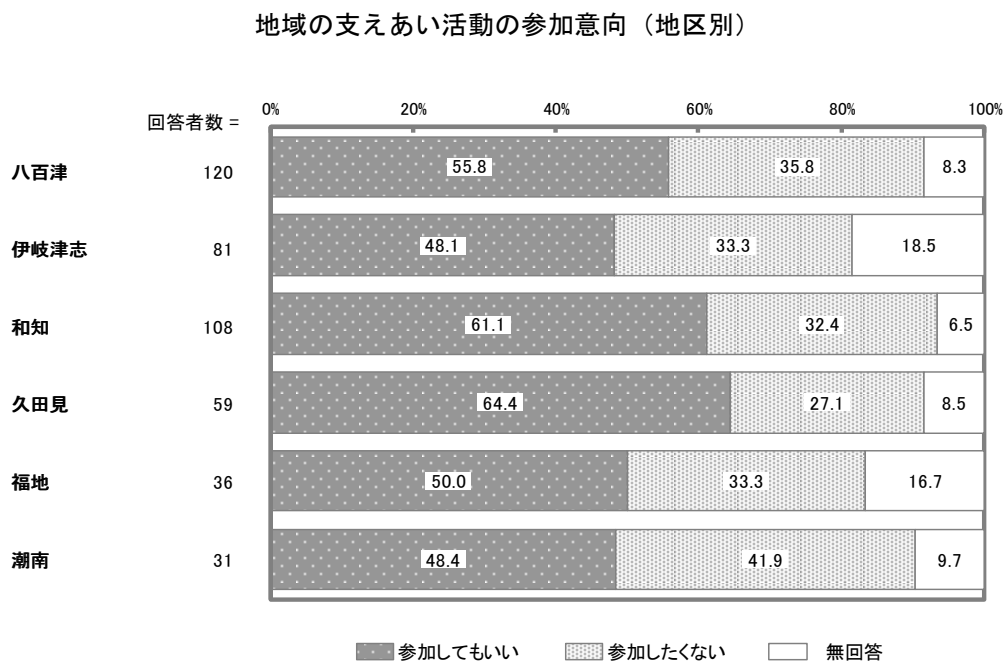
(3) アンケート調査の結果

① 地域の支え合い活動について

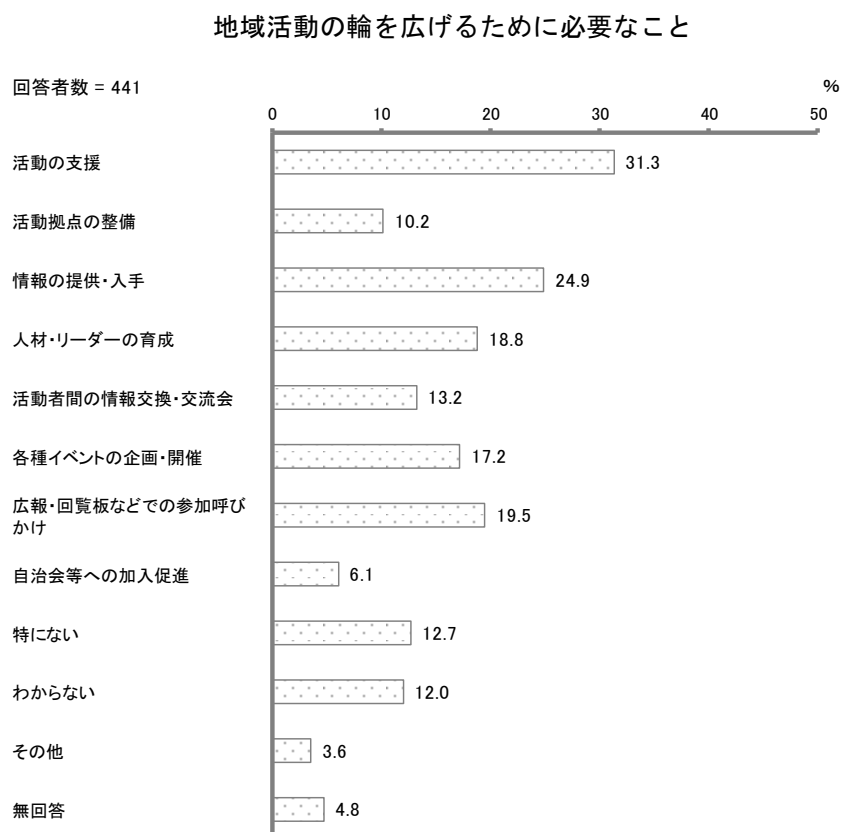
地域の支えあい活動の参加意向について、「参加してもいい」が5割半ばとなっています。



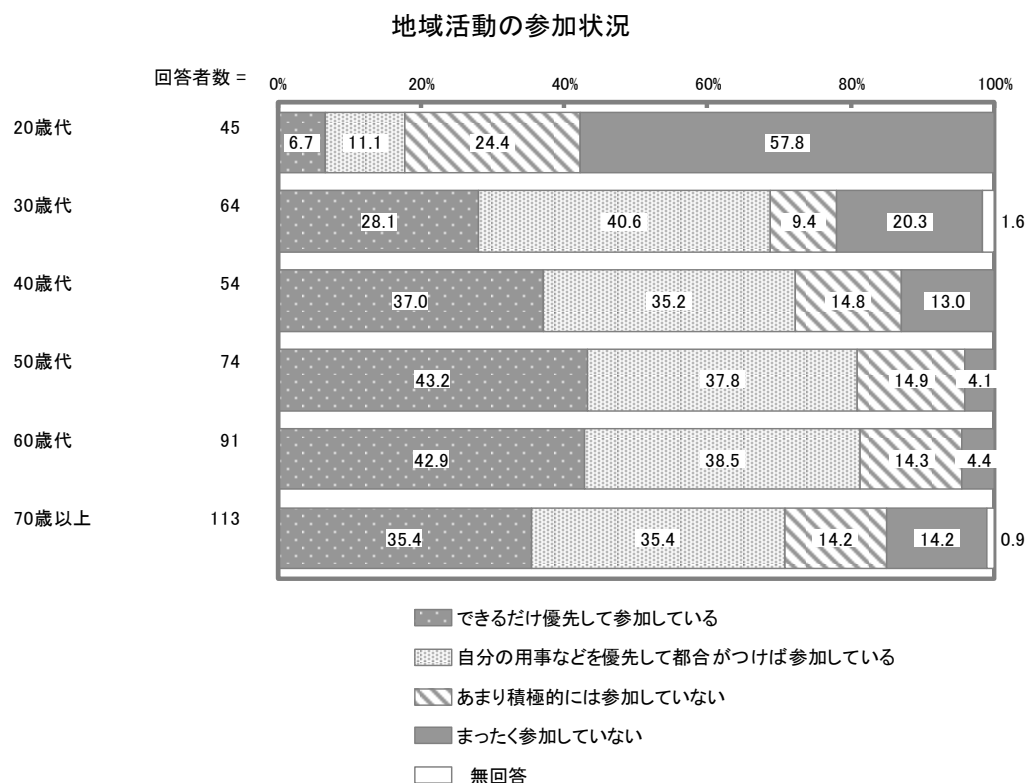
地区別でみると、和知、久田見で「参加してもいい」の割合が高くなっています。また、潮南で「参加したくない」の割合が高くなっています。



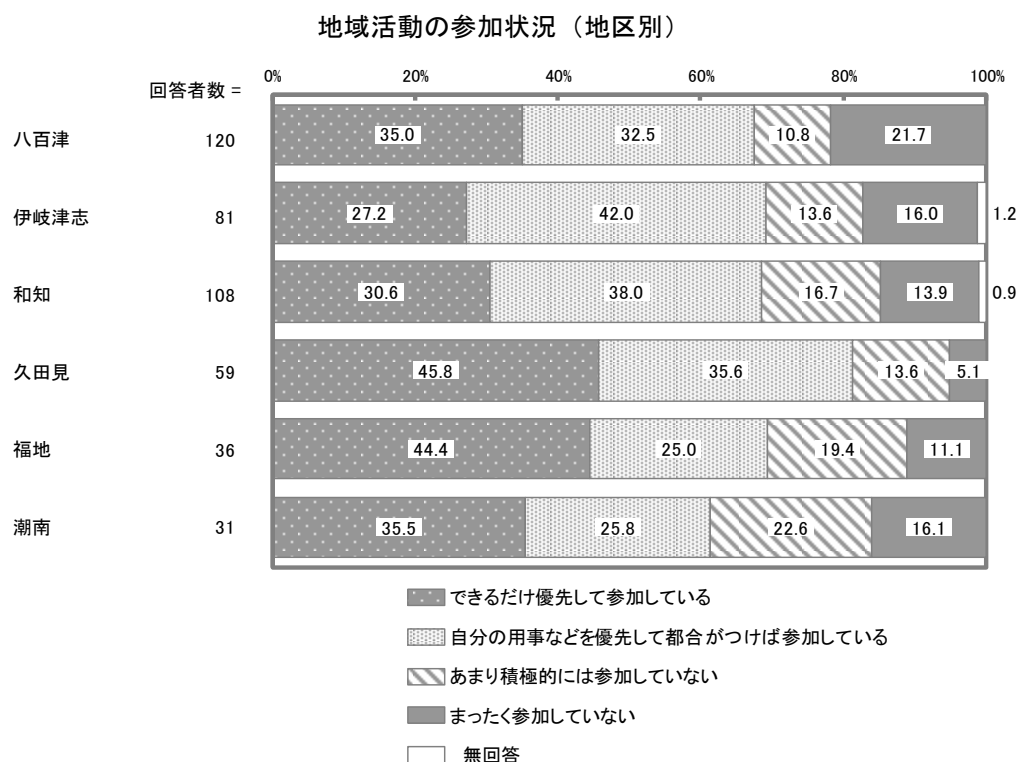
地域活動の輪を広げるために必要なことは、「活動の支援」が 31.3%と最も高く、次いで「情報の提供・入手」が 24.9%、「広報・回覧板などでの参加呼びかけ」が 19.5%となっています。



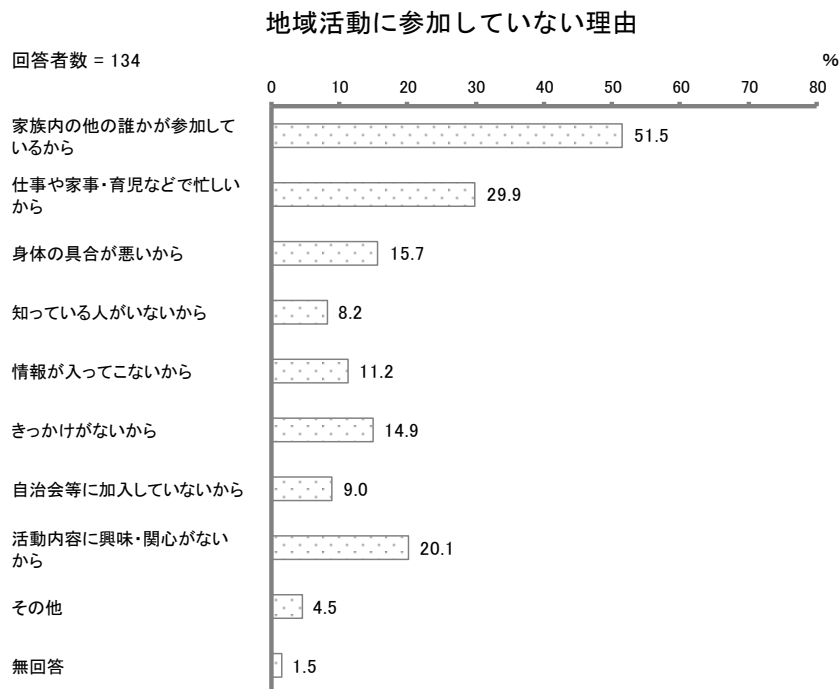
地域活動の参加状況について、20 歳代で『参加している』人の割合が少なくなっています。



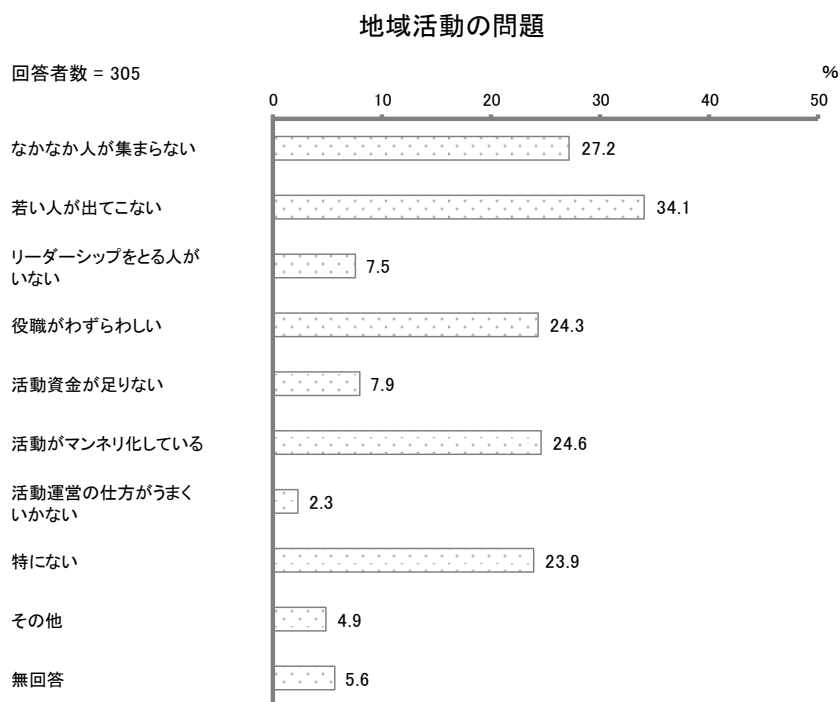
地区別でみると、久田見で『参加している』の割合が高くなっています。また、潮南で『参加していない』の割合が高くなっています。



地域活動に参加していない理由は、「家族内の他の誰かが参加しているから」が約5割となっています。

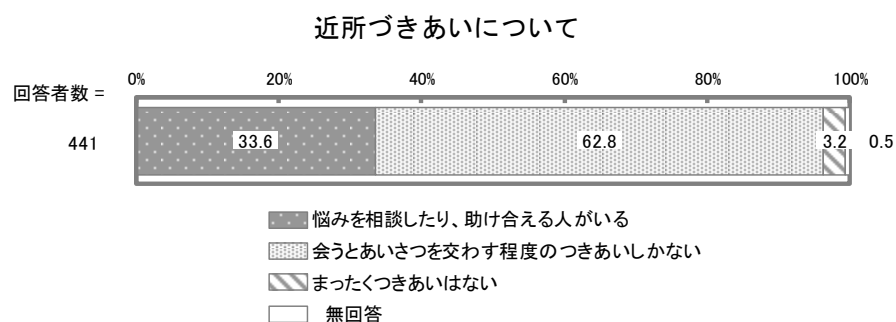


地域活動の問題について、「若い人が出てこない」が34.1%で最も高く、次いで「なかなか人が集まらない」が27.2%、「活動がマンネリ化している」が24.6%となっています。

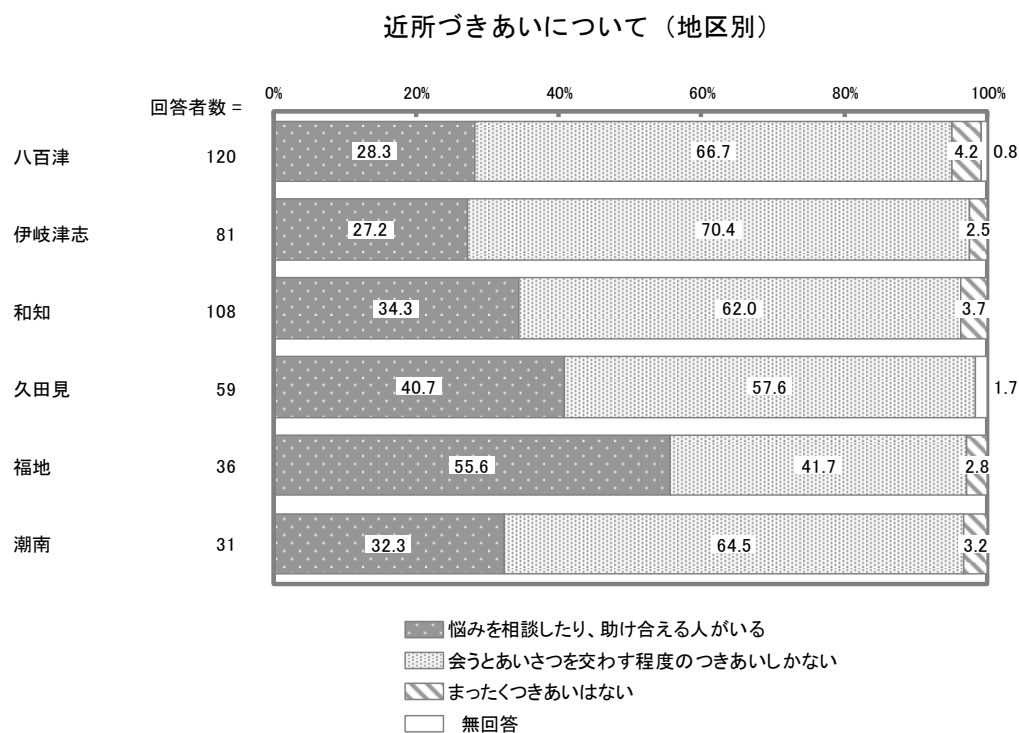


② 近所づきあいについて

近所づきあいについて、「悩みを相談したり、助け合える人がいる」人は3割半ばとなっています。

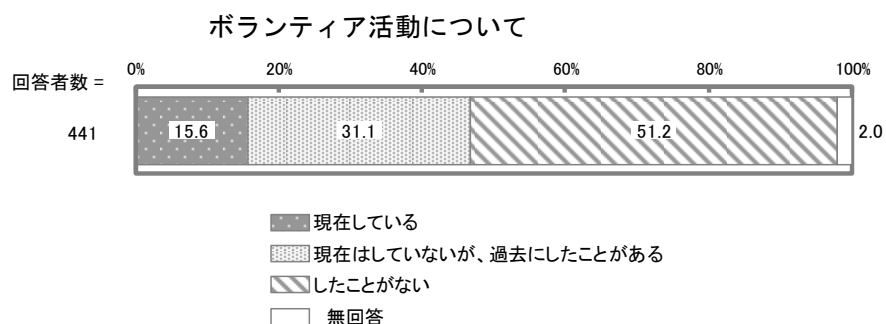


地区別でみると、福地で「悩みを相談したり、助け合える人がいる」の割合が高くなっています。

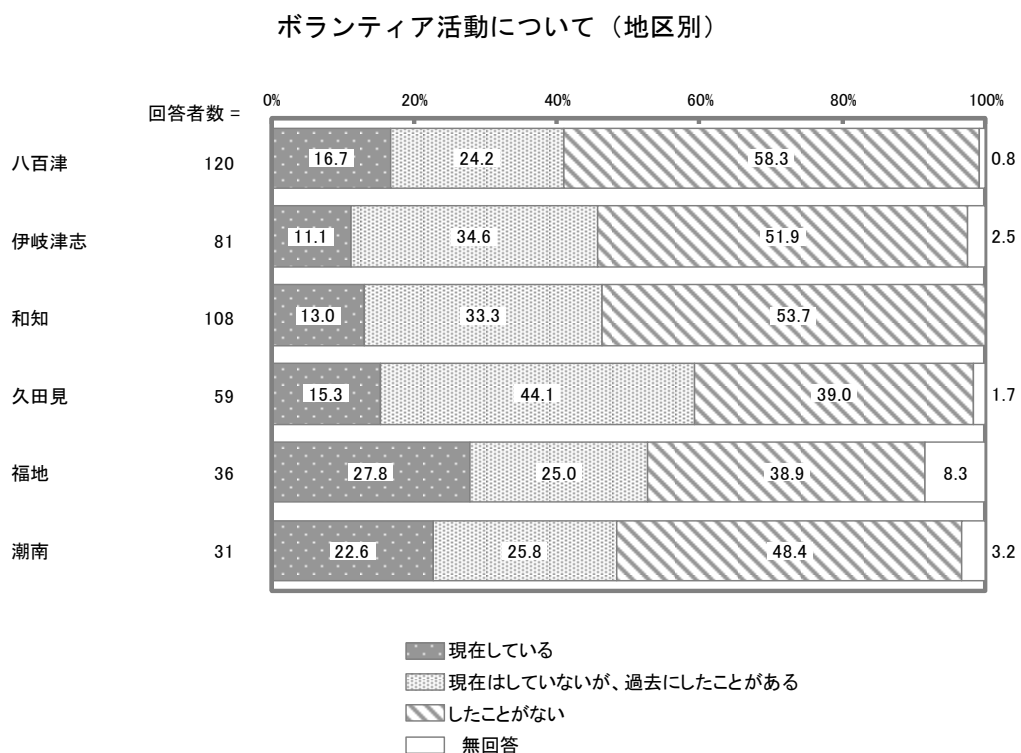


③ ボランティア活動について

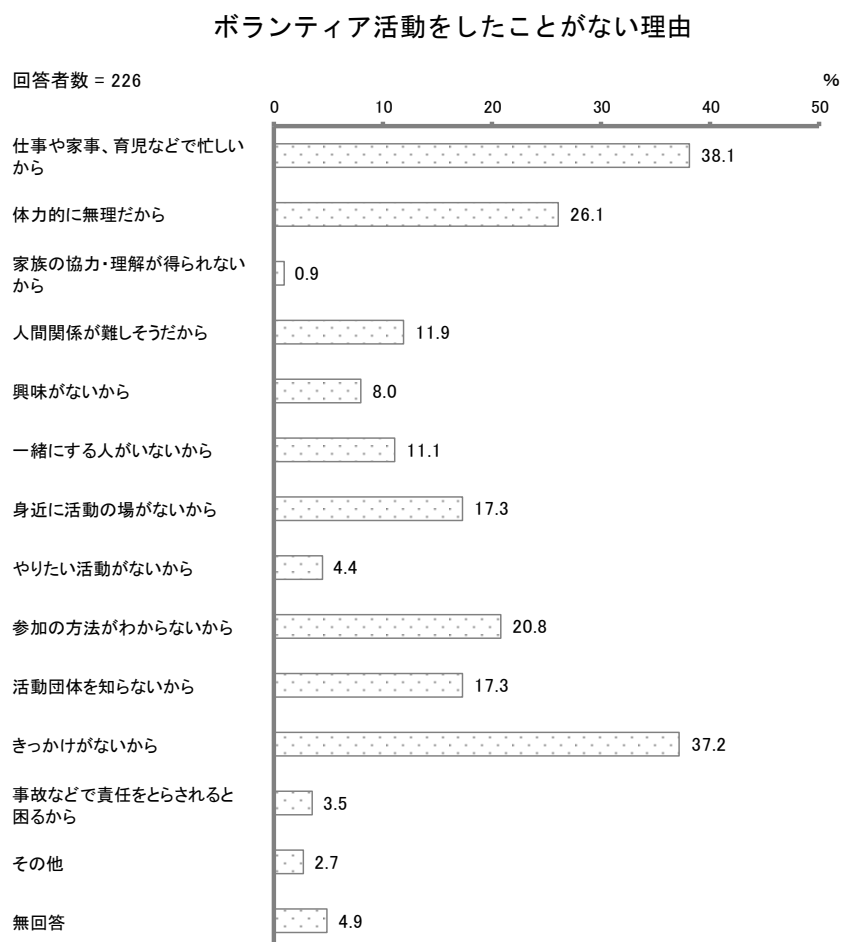
ボランティア活動について、「したことがない」人が約5割となっています。



地区別でみると、福地、潮南で「現在している」の割合が高くなっています。八百津では「したことがない」の割合が高くなっています。

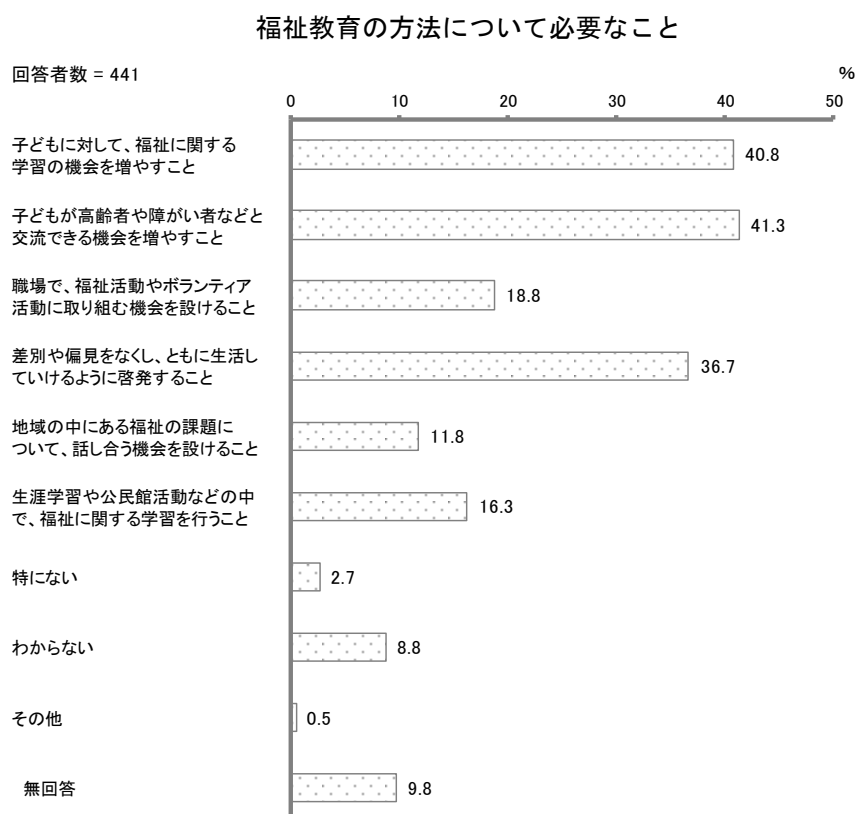


ボランティア活動をしたことがない理由について、「仕事や家事、育児などで忙しいから」が38.1%と最も高く、次いで「きっかけがないから」が37.2%となっています。



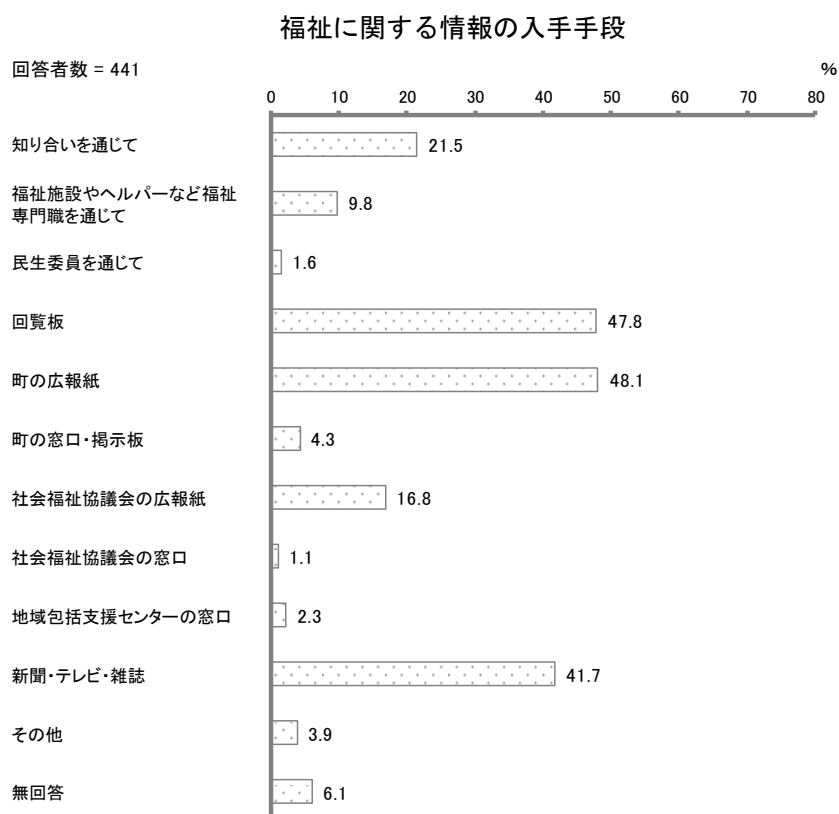
④ 福祉・福祉教育について

福祉教育の方法について必要なことは、「子どもが高齢者や障がい者などと交流できる機会を増やすこと」が41.3%と最も高く、次いで「子どもに対して、福祉に関する学習の機会を増やすこと」が40.8%、「差別や偏見をなくし、ともに生活していけるように啓発すること」が36.7%となっています。

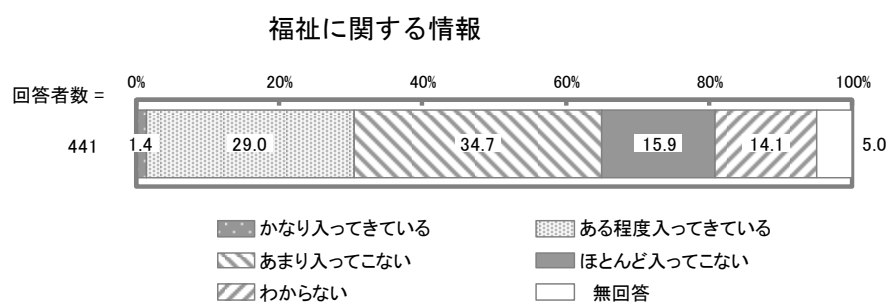


⑤ 情報の入手について

福祉に関する情報の入手手段について、「町の広報紙」が48.1%と最も高く、次いで「回覧板」が47.8%、「新聞・テレビ・雑誌」が41.7%となっています。

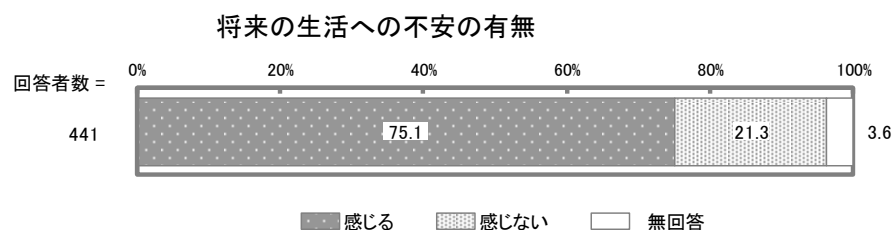


福祉に関する情報について、『入ってこない』人が約5割となっています。

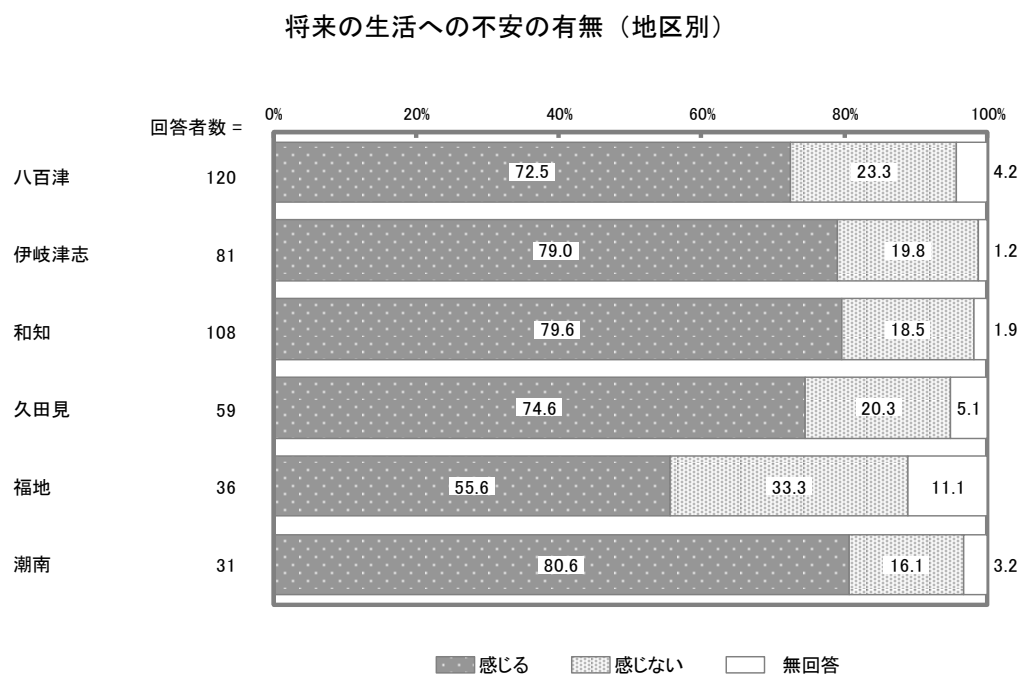


⑥ 将来への不安について

将来の生活に不安を感じるかについて、「感じる」が7割半ばとなっています。

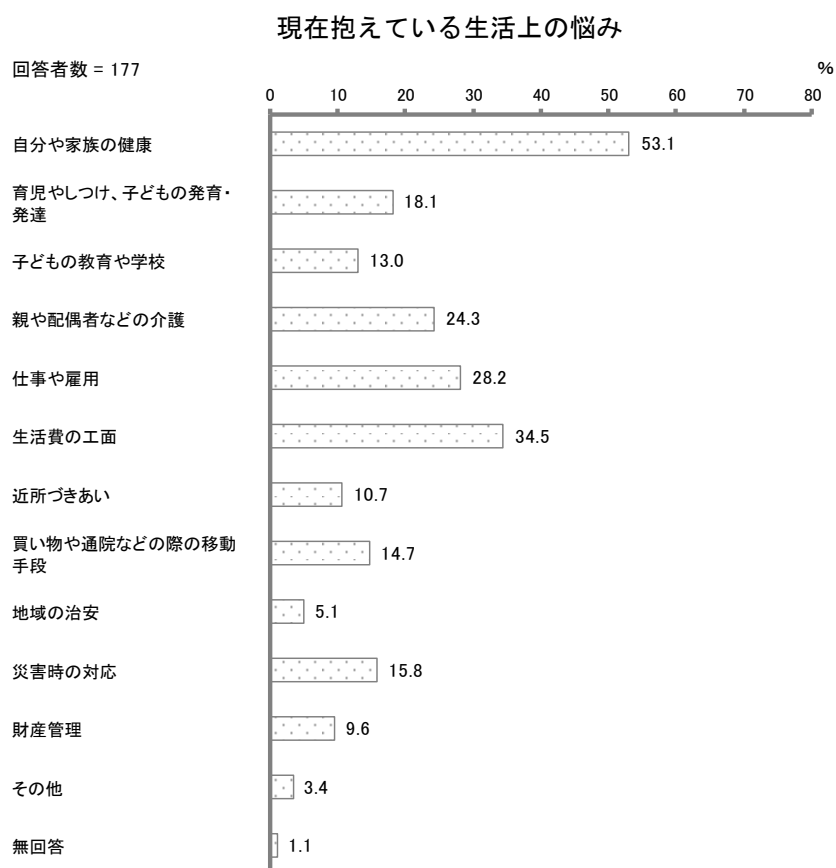


地区別でみると、福地で「感じる」の割合が低くなっています。



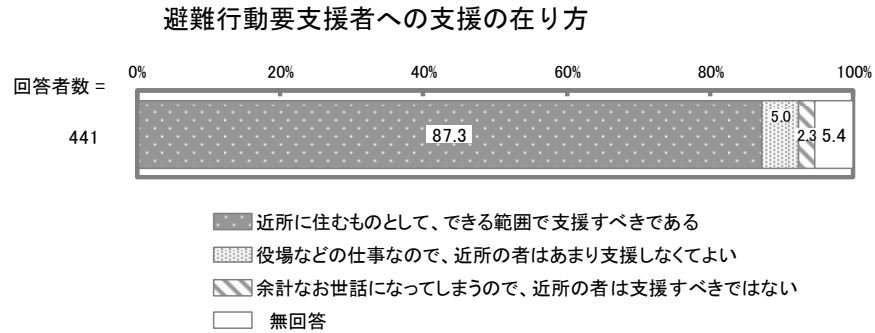
⑦ 生活上の悩みについて

現在抱えている生活上の悩みについて、「自分や家族の健康」が53.1%と最も高く、次いで「生活費の工面」が34.5%、「仕事や雇用」が28.2%となっています。

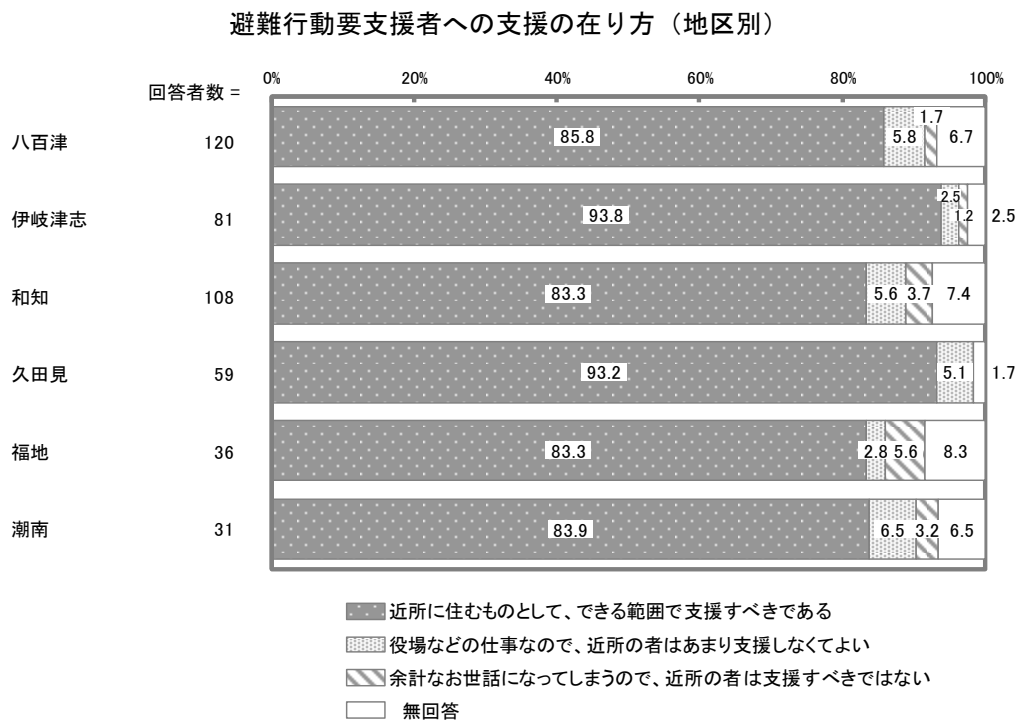


⑧ 避難・災害の備えについて

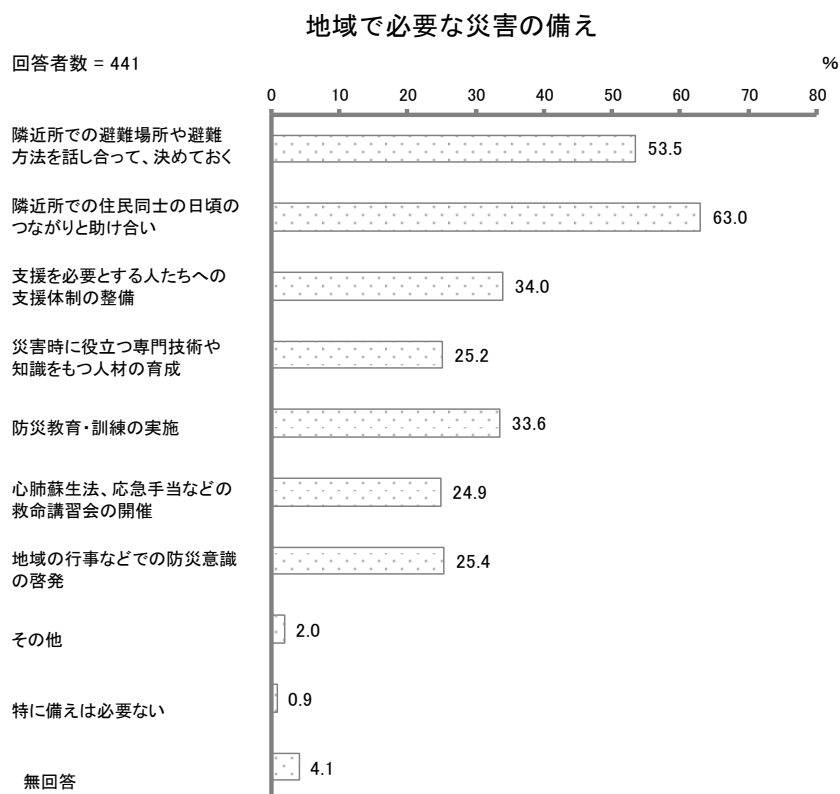
避難行動要支援者への支援の在り方について、「近所に住むものとして、できる範囲で支援すべきである」が8割半ばとなっています。



地区別でみると、伊岐津志、久田見で「近所に住むものとして、できる範囲で支援すべきである」の割合が高くなっています。



災害に備えて、地域で必要な備えについて、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が63.0%と最も高く、次いで「隣近所での避難場所や避難方法を話し合
って、決めておく」が53.5%、「支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が34.0%となっています。



5 地区懇談会の意見のまとめ

(1) 地区懇談会の概要

平成 30 年 7 月に 6 地区で懇談会を開催しました。この懇談会は、住民の方々と八百津町の福祉について語り合い、様々な課題を解決していくための方針を検討するために実施し、活発な意見が交わされました。

○ 懇談会の開催状況

地区	日程	会場	参加人数
八百津	平成 30 年 7 月 25 日 (木) 午後 7 時から	ファミリーセンター (2 階大研修室)	53 人
伊岐津志	平成 30 年 7 月 19 日 (木) 午後 7 時から	錦津コミュニティセンター (2 階研修室)	16 人
和知	平成 30 年 7 月 24 日 (火) 午後 7 時から	和知出張所 (2 階研修室)	25 人
久田見	平成 30 年 7 月 18 日 (水) 午後 7 時から	久田見出張所 (会議室)	34 人
福地	平成 30 年 7 月 12 日 (木) 午後 7 時から	福地出張所 (2 階和室)	21 人
潮南	平成 30 年 7 月 10 日 (火) 午後 7 時から	潮南出張所 (和室)	25 人

(2) 地区懇談会の主な意見

○ 懇談会において出された主な意見（地区別）

地 区	主な意見
八百津 (参考) 高齢化率 42.7%	・八百津地区は広いのでまとまりがない ・気軽に集まれる場所がない ・自治会内での交流が少ない ・情報の入手手段のレベル格差が問題 ・たずさわるとたずさわらない人の温度差がある ・老人と子どもとの交流を盛んにしておきたい ・小さいサロンをつくって、学生を呼ぶ ・栄町は民生委員と自治会が一緒になって防災マップをつくっている
伊岐津志 (参考) 高齢化率 31.4%	・小学生と高齢者とのつながりが低い ・転入者と交流できる場づくりが必要 ・子ども向けのイベントを作って親や家族にも来てもらう ・小・中・高学生のボランティア参加を促進する ・子育て世代の共働き家庭に地域のお年寄りの力を役立てる ・きらりカフェだけでなく、地区毎のコミュニティをつくる
和知 (参考) 高齢化率 31.5%	・30代が活動に参加するかのきっかけが必要 ・人と団体、人と人のつながりのためにはキーパーソンが欠かせない ・自治会へ入らない人が増えている
久田見 (参考) 高齢化率 46.3%	・近所の交流がない ・若い世代が少ない ・年配の方でも元気な人が支援する ・活動のマンネリ化 ・買物ツアーの企画 ・買い物弱者が増える ・山崩れが心配 ・害獣被害 ・高齢になり、草刈りの対応が難しい ・移動販売車を地区当番で回し合う
福地 (参考) 高齢化率 50.6%	・イベントに出て来られない人が多い（交通） ・交通手段がない ・家同士が遠いのでいざという時声かけが遅れる ・崩れるおそれのある場所がわからない
潮南 (参考) 高齢化率 45.9%	・買物・病院などの足の確保 ・土砂崩れでの孤立 ・住人の得意なことをリストアップ ・近所の家庭でバディーを作る ・避難場所が遠すぎる ・災害の学習会を自治会単位で行う

6 現状を踏まえた評価・課題

(1) 安心して地域で生活できる体制の構築

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加に対する対策が必要となっています。町では、地域包括支援センターにおいて平成 22 年から認知症のサポーター養成に取り組んでおり、503 人（平成 30 年 5 月現在）ものサポーターが町内に誕生しています。学校においてもサポーター養成を推進しています。さらに今後も認知症高齢者等支援が必要な高齢者を見守り支える体制を構築していく必要があります。

また、障がい者においては、親なき後の生活支援体制の構築が必要となっています。中濃圏域において、平成 32 年までに地域生活支援拠点の整備を目指しており、支援が必要な人々に対し対応できる体制づくりをすすめています。複数の関係機関や専門職が連携を図り、サービスを提供するとともに、障がいのある人が安心して地域で生活できる体制は必須です。

さらに、高齢者や障がいのある人が安心して地域で暮らせる体制づくりとして、平成 29 年から可茂圏域で権利擁護支援推進協議会が発足しており、成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護の推進等、人として尊厳をもって生活できるような体制づくりが必要です。

(2) 地域活動の促進

社会福祉協議会に登録している住民ボランティアは 444 名（平成 30 年 10 月現在）となっており、地区別でみると、人口に占める住民ボランティアの割合は和知地区で低くなっています。アンケート調査においては、住民の地域への支え合いの参加意向は高くなっていますが、参加している住民は少ない現状です。

また、地区懇談会では、高齢化率が4割を超える東部地区では、元気な高齢者を地域活動の担い手として活かしていくことが重要との意見が多く、西部地区では子育て世帯を巻き込んだ活動を推進する等の意見がみられ、地域の資源や特徴を踏まえた地域活動の促進方法の検討が必要となります。

地域活動の問題として、若い人の活動者が少ないことや、情報の不足、きっかけがないこと、活動のマナー化が指摘されています。地域活動を活性化するためには、地域の活動情報の周知や団体同士の連携を図り地域での活動の促進にむけて、参加につなげるように、情報提供やコーディネートを行うことが必要です。

(3) 地域交流の促進・福祉教育の充実

核家族化が進行し、近所の人とは、あいさつ程度のつきあいの人が6割となっており、地域のつながりは希薄化してきています。福祉とのかかわりの意識が低いものの、声かけやあいさつ、多様な人々との交流が住民同士の支え合いや福祉教育に必要という意見は多くなっています。

八百津町社会福祉協議会では、地域でのサロンの位置づけを、自治会か民生委員の担当地区単位といった身近な単位で行われるものとし、活動費を助成することでサロンの活動促進を図っています。東部地区（久田見）においては、「くたみんカフェ」を毎週実施し、地域の交流の拠点づくりを進めています。

地区懇談会では、すべての地区に共通して災害時など緊急時においても、普段からの地域交流が大切だとの認識があることから、自治会活動の内容の見直しや、各行事を通じた世代間交流の促進を図っていく必要があります。また、地域の抱える課題に対し、地域住民が主体となって解決に取り組めるよう、福祉教育の機会を充実し、地域での交流を促進し、地域に関心をもつ人を増やしていくことが必要です。

(4) 必要な人が相談につながる仕組み

高齢者単独世帯、高齢夫婦世帯、ひとり親世帯など支援が必要な人々が増加しています。将来の生活に不安を抱える人が7割と多く、悩みや相談をしたり助け合えたりする人は少ない現状です。

町では、平成 18 年より健康福祉課内に地域包括支援センターが設置され、高齢者の総合相談窓口として地域の相談拠点を設置しています。また、社会福祉協議会においても、福祉・総合相談窓口として相談を受けています。さらに、平成 30 年からは障がい者の総合相談窓口として、健康福祉課内に基幹相談支援センターができ、バックアップ機能として専門機関 5 事業所との連携を図り、相談支援体制の強化を図っています。

生活に不安を抱えている人が適切な支援につながるように、地域での情報発信や地域団体との連携を行い、必要な人が相談につながる仕組みが重要です。

（５）複雑化・多様化する福祉課題に対応する関係機関との連携強化

高齢者単独世帯、高齢夫婦世帯、ひとり親世帯など支援が必要な人々が増加しています。住民の生活課題は多様であり、健康、生活、就労等様々となっています。支援が必要な人の中には、既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。

町では、健康福祉課内に、高齢者、障がい者、子育て支援に加え、健康づくり等、健康・生活・就労等々住民の複雑化・多様化する生活課題に対応できる体制を構築しています。

今後も施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、雇用、住まい等健康福祉課以外の行政機関内の関係課、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行うことが重要です。

（６）安全・安心なまちづくりの推進

災害時に備えて「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」を必要とする住民は７割を超えており、住民の意識も高くなっています。

災害は、妊婦・乳幼児から高齢者、障がい者、難病、外国人、認知症の方などどんな人にも関わることであり、各一人ひとりが暮らす地域との関係が深く関わってくることから、平常時からの関係づくりが重要です。

災害時の支援については、日頃からの見守り体制を強化するとともに、災害弱者といわれる災害時に配慮を必要とする方への支援体制づくり・自主防災組織の育成等安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

八百津地区栄町自治会においては、自主的な助け合いボランティア組織が立ち上がっており、これをモデルに各地域での「共助」の体制づくりが進むよう啓発していく必要があります。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化の進行、価値観の多様化、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加など社会構造の変化とともに、地域のつながりが希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題だけでなく、生活困窮やひきこもりの問題など住民が抱える問題が多様化・複雑化しています。

そうした中、八百津町では、本町に暮らすすべての人が地域の中で年齢や性別や障がいの有無に係らず、生涯安心して暮らせるようなまちづくりを目指しています。

第3期においては、地域の力の活性化を重点と位置づけ、同じ地域にともに暮らす人々を理解しあうなかで、支え合いながらいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるような町を実現するために、「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を計画の基本理念として掲げ、各施策を展開してきました。

第4期計画においても、国が示す地域共生社会の方向性を踏まえながら、八百津町の地域の特性を踏まえ、住み慣れた地域で個人が尊重され、いきいきと暮らせるよう「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながるまち」を進めるという第3期計画の基本理念を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指します。

〔 計画の基本理念 〕

やさしい気持ち

おもいやりの気持ちで

つながるまち



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標のもと、施策を展開します。

基本目標 1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する
福祉のまちづくり

基本目標 2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる
仕組みづくり

基本目標 3 地域福祉推進のための体制づくり

基本目標 4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

やさしい気持ち
おもいやりの気持ちで
つながるまち

基本目標 1
住民誰もが地域の問題に
主体的に参加する
福祉のまちづくり

(1) 福祉教育の推進

(2) 地域での交流の促進

(3) 住民助けあい活動の推進

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

基本目標 2
住民誰もが暮らしの
問題を相談できる
仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の確立

(2) 権利擁護体制の推進

基本目標 3
地域福祉推進のための
体制づくり

(1) 地域福祉推進のための人づくり

(2) 八百津町社会福祉協議会の強化

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

(4) 役場庁内の連携促進

基本目標 4
住民誰もが安心して
暮らせる環境づくり

(1) 外出・移動、居住支援の充実

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

(3) 防犯活動の推進

(4) 生活に困難を抱える人への支援

4 計画を進める上での視点

(1) 自助、互助・共助、公助

地域福祉とは、住民や福祉活動を推進する団体や事業者と行政が協働して地域の福祉課題の解決に取り組むことです。

地域福祉は、地域に住む住民一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力する日常的な生活援助活動（共助・互助）、行政が行う公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、協働しながらお互いの機能を発揮することにより、より効果的に推進できます。

国が高齢者福祉の分野で示している、地域包括ケアシステムにおいては、「自助」、「共助」、「互助」、「公助」の4区分で各種主体の役割について整理していますが、「共助」も「互助」も相互に支え合っているという視点では共通しているため、本計画では「共助・互助」として記載しています。

(2) 圏域の設定

地域福祉を効率的・効果的に展開できるよう、町域を以下の6つの圏域（八百津、伊岐津志、和知、久田見、福地、潮南）に区分し、地域福祉活動を推進します。

また、各地区に共通した課題については、町全体として施策を展開します。



第4章

施策の展開

基本目標 1 住民誰もが地域の問題に主体的に参加する福祉のまちづくり

(1) 福祉教育の推進

【現状・課題】

地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域でのさまざまな活動への参加体験を通しての福祉の意識づけが必要です。

アンケート調査結果では、障がい者に対する差別や偏見が社会にあると感じている人が約6割います。また、住民が社会福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を培うための福祉教育の方法として、特に「高齢者や障がい者などの交流の機会を増やす」「子どもの福祉学習の機会を増やす」「差別や偏見をなくすよう啓発する」の意見が多くあげられています。

今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。また、福祉センターや公民館を拠点とし、福祉教育の活動を広げていくことが必要です。

【方向性】

地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。また、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、おもいやりの心・やさしい心を持つことができる子どもを育成します。

社会福祉協議会がリーダーシップをとり、地域の優先度の高い課題をテーマとして住民と一緒に検討し、共有することで、福祉意識の醸成を図ります。

地域・住民の取組

- 家庭や地域、学校で、子どものころから福祉のこころを育みましょう。
- 福祉に関するイベントや講演会に参加しましょう。
- 福祉活動や福祉に関わる講座等に家庭で参加しましょう。
- 福祉関連事業所等では、小中学校での福祉体験を積極的に受け入れましょう。
- 高齢者、障がい者など様々な人と交流しましょう。
- 地域の問題について、みんなで話合う機会をもちましょう。

行政・社協の取組

① 子ども対象の福祉教育の推進

施策	内容	担当
人権教育の推進	小・中・高校生を対象に学校での福祉教育を実施します。また、各学校において「ほかほかことば活動」「杉原千畝氏を題材とした劇等の取り組み」など人権意識を高める人道教育と啓発活動を福祉教育と併せて推進していくことで、あらゆる差別や偏見の撤廃をめざし、人権尊重のまちづくりを進めます。	教育課 総務課
福祉教育の推進	町内の保育園を「福祉協力園」に、小・中・高等学校を「福祉協力校」に指定し、それぞれの伝統や特色を生かした福祉教育への取組を支援します。	教育課 社会福祉協議会
	町内小・中学校においてスポーツを通じた障がい者との交流事業を継続していきます。	教育課
	子どもを対象とした福祉の体験学習や出張講座の開催、学校への車いすや点字板など福祉教育に使用する器材の貸出し、講師の紹介などを行います。	教育課 社会福祉協議会
	学校や地域の中で子どもと異なる世代の住民、障がい者などが一緒に活動する機会づくりを行います。	社会福祉協議会
	町内の小・中・高校生を対象に、認知症サポーター養成講座を実施します。認知症の方の人権について考え学び、サポーターとなることで支援者としての自覚につながるよう働きかけていきます。	地域包括支援 センター

② 大人対象の福祉教育の推進

施策	内容	担当
福祉教室、ボランティア教室開催	町と社協が協働しながら、「認知症サポーター養成講座」「ボランティア教室」を開催します。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
	住民の学習ニーズに応えるため、中央公民館を拠点として、生涯の各期に応じた各種の教室・学級等を開催するなど、「生涯学習」を推進します。	教育課
地区懇談会の開催	地域の福祉協力員や民生委員・児童委員、主任児童委員などとの「懇談会」を開催し、福祉の情報を提供するなど、地域の福祉活動者に対する福祉教育を実施します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	住民同士の助けあいの意識を培い、住民自治の理念を推進することを目的に、小地域でテーマを決めた地区懇談会を開催し、住民の福祉意識の高揚につなげます。	
町行事等での福祉教育やPR活動の推進	「社会福祉大会」や「町産業文化祭」など町全体のイベントの際には、町社協事業や福祉活動などの啓発を目的としたPR活動の推進に努めます。また、「福祉講演会」「福祉映画会」を開催することで福祉精神の育成を図ります。	

(2) 地域での交流の促進

【現状・課題】

住民が地域での福祉への関心や理解を深めるためには、子どもから高齢者、障がい者などの交流の機会が重要です。

アンケート調査結果では、高齢者を対象に各地域で行っている「ふれあいいきいきサロン」など住民の助け合い活動の満足度は高く、いきいきサロンの認知度は7割と高くなっています。また、多くの人に「ふれあいいきいきサロン」に参加してもらうためには、「会場（開催場所）までの送迎がある）」や「毎月定期的に開催されているサロン」「食事付きのサロン」等が望まれています。

今後も、子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

【方向性】

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉や地域活動に関する情報の提供を充実していきます。

また、地域福祉活動へのきっかけとして、サロンなどの交流の「場」への参加を促進します。地域の団体を支援し、すべての地区にサロンなどの交流の場が広がるよう働きかけます。

地域・住民の取組

- ふれあいいきいきサロンや多世代交流の場に積極的に参加しましょう。
- 地域のふれあいや交流の機会・場をつくりましょう。

行政・社協の取組

① 地域住民による交流活動の促進

施策	内容	担当
ふれあいいいききサロンの推進	地域住民が主体となって行う「ふれあいいいききサロン」や住民による交流活動の促進を図ります。	社会福祉協議会
	サロン活動の活性化につながるよう、開催方法に関する助言や活動助成金の有効的な活用促進、貸出備品の整備等を行い活動の支援をします。	
	サロン未実施の地区において、講座を開催するなど立ち上げに向けたアプローチを行います。	
多世代交流の推進	地域の中で多世代の住民と一緒に軽スポーツを行ったりゲームを楽しんだりする機会づくりを行います。	

(3) 住民助けあい活動の推進

【現状・課題】

地域での支え合い、助け合いを進めていくうえで、日ごろの近所づきあいや地域活動への参加などが重要です。

本町では、配食ボランティアによる見守り活動や小地域活動などを推進しています。そのなかで、地域での個々の助け合い活動が組織的な活動へつながっていないという課題もあります。

アンケート調査結果では、地域での支えあい活動に参加したいと思う人は5割半ばであり、参加してみたい地域の支えあい活動は「見守り・声かけ」「話し相手」「買い物」などとなっており、住民の主体的な支え合い活動への参加意向がみられます。

今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

【方向性】

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、サロンへの参加などを通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。

地域・住民の取組

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょう。
- 住民同士で見守りや緊急時の対応をおこなっていきましょう。
- 自治会の行事に参加しましょう。
- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 自治会等では、地域で集まれる機会を積極的に行いましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 地域での見守り活動や声かけ活動等、地域での助け合いの活動に参加しましょう。

行政・社協の取組

① 地域住民間での地域のニーズの把握と共有

施策	内容	担当
地域住民間での地域のニーズの把握と共有	住民や当事者、サービス利用者等の多様な生活課題を正しく把握し、町の窓口やホームページ、各種事業を活用してのアンケート収集など、ニーズの把握に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	75歳以上のひとり暮らし高齢者を全件訪問し、生活状況の把握と福祉ニーズ課題の有無について調査を実施します。また、地域のいきいきサロンへ参加するなどして住民の意見聴取に努めます。	社会福祉協議会
	各地区を年に2～3回ずつ巡回し実施している「高齢者あんしん相談会（訪問）」において、独居・高齢者世帯を中心に、ニーズ把握や見守り活動を行います。	地域包括支援センター

② 地域での助けあい活動の推進

施策	内容	担当
見守り・緊急対応の 仕組みづくりの推進	子どもや高齢者など支援を要する人の見守りや、災害時の緊急対応の仕組みづくりなど、喫緊の課題対策に重点的に取り組みます。	防災安全室 健康福祉課 社会福祉協議会
	地域における見守り・緊急対応の仕組みを整備しつつ、主体者となる地域住民の活動を支援します。ゆるやかな見守り活動に参加する「みまもり隊ボランティア」を募集し、活動を推進します。	健康福祉課 教育課 社会福祉協議会
	民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り台帳の作成を支援します。また、情報開示の範囲等、いざという時に台帳が活用できるよう適宜内容の更新を行っていきます。	健康福祉課
小地域における 助けあい活動の推進	近隣住民同士が、高齢者や障がい者、子育て家庭等がかかえる生活上の課題を地域の福祉課題として捉え、自治会組織内、あるいは民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員等と連携して、見守り活動等の生活上のさまざまな支援活動を展開する小地域活動を推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	日常的に行われている高齢者や障がいのある方、あるいは子育て家庭等への近隣住民による私的な支援活動を尊重しつつ、より多くの住民がこうした活動に参加することができるよう、地域の一体感を高め、また、地域の活性化につながるよう組織的かつ継続的に展開できるよう支援します。地域での支えあいを大事にしながら支えあいサポーター活動等の充実を他のボランティア団体と連携を行いながら、より幅の広い支援ができる組織づくりを行います。	
	地区懇談会を実施することで、各地域における助けあい活動のあり方や取り組み方について、地域住民とともに検討します。	

③ 住民参加型事業の推進

施策	内容	担当
住民主体による住民参加型事業の企画・運営への支援の推進	「協働のまちづくり事業」においては、ハード・ソフト面を充実させ住民参加型事業を支援しています。ほとんどの自治会において「自主防災組織」ができています。組織の活動状況においては自治会それぞれであり、事情に応じた運営を推進していきます。	地域振興課 防災安全室
	地域住民のふれあいの場、活動の場として、集会場や公民館等の施設整備の支援を行っています。	教育課 地域振興課
ふれあい型配食サービスの推進	ボランティアの協力で、弁当の配食の際に利用者へ声かけをするなどふれあいを図っていくとともに、利用者の体調や生活の様子などについて見守りを行います。	社会福祉協議会 健康福祉課
	民生委員・児童委員などと連携を図り、地域のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯などの中でサービスを必要とする方の把握に努めます。	
	調理・配食を行うボランティア等の高齢化が進んでいるため、事業の目的や内容を周知するなどしてボランティアの啓発・確保に努めます。	
障がい者への支援の推進	障がい者の方と住民、ボランティアや福祉関係者等との交流を支援します。 また、障がい者の身近な地域での相談役となる身体・知的障がい者相談員の活動を支援すると共に、多職種連携会議への参加を呼びかけ、相談員としてのスキルアップを図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会
	県が実施する「手話通訳者養成研修事業」、圏域で実施している「奉仕員養成研修事業」を活用した手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成に努めます。住民への情報提供を複数の方法で行い、参加を呼びかけます。	

(4) 当事者の組織化推進と活動の支援

【現状・課題】

老人クラブ等の当事者の組織においては、加入者の減少や役員の担い手不足が課題としてあがっています。

今後も老人クラブ等の活動の周知・啓発を図るとともに、当事者団体活動への支援が必要です。

【方向性】

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、当事者組織の活動を支援します。また、自主的な地域福祉活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対して、活動の情報提供の充実を図ります。

地域・住民の取組

- 地域活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で一人暮らし高齢者など支援が必要な人を把握しましょう。
- 様々な人が交流できる機会を増やしましょう。
- 各種団体の取り組みを知り、参加・協力しましょう。
- 地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用しましょう。
- 地域教育推進事業や交流の機会等にボランティアとして参加しましょう。

行政・社協の取組

① 当事者組織化支援の推進

施策	内容	担当
老人クラブ活動の活性化支援	「老人クラブ」の一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。	社会福祉協議会 健康福祉課
	自主的運営を尊重しつつ、元気で活発的な高齢者を一つの社会資源としてとらえ、自立的な活動の重要性を啓発します。会員同士の見守りを図り、参加の呼びかけ等を行う中で気になることがあれば情報提供や相談を受け、支援につなげます。	
介護者のつどいの開催と介護者の会の組織化支援	高齢者や障がいのある方を介護される家族などを対象に、日常的な介護から開放されリフレッシュできることや当事者同士の情報や意見交換のできる場として、介護者のつどい（「家族介護者交流事業」「認知症家族交流事業」）を開催します。	社会福祉協議会 地域包括支援センター
ひとり暮らし高齢者の訪問事業及び社会参加活動の推進	訪問による普段の生活状況の把握、地区で行われるいきいきサロン活動の活性化・参加の働きかけなどにより孤立化防止につなげます。	

② 当事者団体の活動支援

施策	内容	担当
各種団体の活動支援	老人クラブ連合会、身体障がい者福祉協会、赤十字奉仕団、民生委員・児童委員協議会の事務局を置くなど、関係団体の活動を支援します。	社会福祉協議会 健康福祉課

基本目標 2 住民誰もが暮らしの問題を相談できる仕組みづくり

(1) 相談・情報提供体制の確立

【現状・課題】

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

本町では、相談体制については、地域包括支援センター、社会福祉協議会、役場窓口、地区の出張所、子育て支援センター、健康福祉課内の基幹相談支援センター等において、住民の相談機関として対応しています。情報提供については、広報紙・ホームページ等を活用した情報提供を実施していますが、情報が散在しており、住民が求めている情報にたどりつきにくくなっている現状があります。

アンケート調査結果では、日常生活の困り事の中での相談相手は、「いる」人が多かったですが、複雑な相談内容に対しては、円滑に必要な専門機関へつなげられていない場合もあると考えられます。また、福祉に関する情報提供については、十分入手できている人は3割程度となっており、インターネットの活用など、多様な情報提供媒体のよる情報提供が求められています。

そのため、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

【方向性】

子ども、高齢者、障がい者などが、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの適切な利用などに対して、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、関係機関等の連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。

だれもが安心してサービスが利用できるよう、子育て支援、高齢者福祉、障がい福祉、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。

地域・住民の取組

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 自分の地域の民生委員・児童委員を確認しましょう。
- 身近に困っている人がいたら、積極的に声をかけましょう。
- 自ら情報を取得するようにしましょう。
- 情報を取得するために、いろいろな手段を活用しましょう。
- 地域の人々が顔見知りになり、身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう。

行政・社協の取組

① 相談体制の確立

施策	内容	担当
総合相談の体制づくりの推進	どこに相談しても、内容に応じて必要な情報の提供や福祉サービスの適切な利用につなげていきます。また、安心して相談できる窓口をめざします。	健康福祉課 社会福祉協議会
	町内には、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生委員・児童委員や福祉協力員、福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。必要な時に必要な支援機関へとつなげられるよう、互いに連携体制をとっていきます。	
	複雑多岐にわたる相談に対応することができるよう、町と町社協だけでなく、各事業所や関連機関が協働して相談体制のネットワークづくり（地域ケア会議・多職種連携会議等）を進め、相談支援体制を強化します。	
	「無料法律相談」は年6回開催し、毎年30名程度の利用があります。開催日等の周知を行い、継続して実施します。また、周知の際には簡単な相談例をあわせて紹介するなどして、相談することへのハードルを下げます。	社会福祉協議会
	さまざまな事業や講座の都度、窓口で随時相談を受け付けていることを伝え、必要に応じて専門的な相談窓口の利用につなげていきます。	
身近な地域での相談体制の構築	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会など、小地域福祉活動と連携し、身近な地域で相談できる体制を構築するとともに、社会福祉協議会等、専門的な相談先とのネットワークの構築につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会

② 情報提供体制の確立

施策	内容	担当
広報紙・ホームページ・ケーブルテレビを活用した情報提供体制づくりの推進	町広報紙「広報 やおつ」を発行（年 10 回）し、住民に町の情報を提供します。お知らせ版や各種チラシなどの紙媒体に加え、ホームページやケーブルテレビを活用し、福祉の現状や介護保険制度など、福祉・保健・医療の情報を提供します。 また、広報紙とホームページの情報が連動するよう、より住民のニーズに沿った、わかりやすい情報提供を行います。	健康福祉課 総務課
	情報通信技術を活用した「すぐメール」の普及と利用促進を図ります。	総務課
	防災無線のデジタル化に向けた整備を進めるとともに、ホームページや広報紙を活用した情報提供体制の確立を図ります。	防災安全室 総務課
	住民の暮らしに、より密着した情報提供サービスの充実を図るため、健康福祉課から広報行政係への適切な福祉の情報提供を行います。住民の「知りたい」気持ちを刺激するような取材や広報への掲載により、福祉への関心の高まりにつながるよう努めます。	健康福祉課
	広報紙「やおつ福祉だより」の発行（年 4 回）やケーブルテレビを活用し、必要な福祉の情報などを繰り返し、提供していきます。ホームページの充実を図るほか、事務所窓口に福祉サービスの案内や事業のチラシを設置し、情報提供に努めます。	社会福祉協議会

(2) 権利擁護体制の推進

【現状・課題】

高齢者・障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることが予想される中で、本町では、成年後見制度の利用支援などに取り組んでいます。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実や虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

【方向性】

一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。

成年後見制度の継続した制度の周知や利用促進を働きかけていきます。

地域・住民の取組

- 困ったら、まず相談しましょう。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に関する理解を深めましょう。
- 虐待などの疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡しましょう。

行政・社協の取組

① 権利擁護の仕組みづくりの推進

施策	内容	担当
権利擁護体制の推進	認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が不十分な方たちが、悪質な事業者等によって、不利な契約を結ぶことがないよう、個人の尊厳と利用者の利益を確保するとともに、被害を未然に防ぐための情報等を提供していきます。	健康福祉課 地域振興課 社会福祉協議会
	可茂圏域では、平成 29 年に「権利擁護支援推進協議会」が立ち上がっており、権利擁護の推進が組織的に具体化しつつあります。圏域市町村と連携し、成年後見制度利用促進につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会
	成年後見制度の利用支援として、初期相談対応や利用の際の費用助成を実施します。	
	様々な問題を抱えるケース対しての、相談者の権利擁護支援スキルをアップさせるため、必要時にケース検討会議を実施します。	
	岐阜県社協等と連携して、認知症高齢者や知的障がい者などで判断能力が不十分な方に、福祉サービスの情報提供、利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の周知を図り、利用の促進に努めます。	社会福祉協議会

② 虐待防止の仕組みづくりの推進

施策	内容	担当
虐待防止体制の推進	問題発生時、健康福祉課子育て支援係において要保護児童DV防止対策地域連絡協議会を招集し、虐待への対応を早急に実施します。	健康福祉課 社会福祉協議会
	高齢者への虐待の対応としては、早期発見と地域包括支援センターへの情報伝達がスムーズに行われる体制づくりを進めます。また、関係機関との連携により、事態に適切に対応できるよう相談支援を進めます。	

基本目標 3 地域福祉推進のための体制づくり

(1) 地域福祉推進のための人づくり

【現状・課題】

地域福祉を推進していくためには、地域活動を担うリーダー等の育成が重要です。

本町では地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、活動のマンネリ化や新しい会員が増えないなどの課題を抱えています。

また、ボランティアセンターの認知度は低く、住民にあまり活用されていない状況があります。住民からは、「ボランティアセンター活動に関する啓発活動」や「活動の参加希望者と支援を求める人の結びつけ」「団体・施設などの情報把握・発信」などの充実が求められています。

ボランティア活動の参加している人は1割半ばであり、今後のボランティア活動の参加意向には3割程度となっており、潜在的なボランティア活動参加へのニーズは高い現状があります。そのような意向を具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組を進めていくことが必要です。

さらに、子どもたちについては、産業文化祭・地区運動会・夢おこし・青少年育成などにおいて、ボランティアで子どもたちが参加していますが、子どもたちが自分たちで考え自発的に考え、取り組めるような働きかけを行っていく必要があります。

【方向性】

各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。子どもたちについては、自分たちで考える場や機会を提供し、子どもの自発性を促がす取組を推進します。

また、社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。そうした取組が、NPOや住民主動の活動へと繋がる可能性もあるため、地道な継続的活動をすすめていきます。

地域・住民の取組

- ボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 子どもの自発性を促がす取り組みを地域の中に広げていきましょう。
- ボランティア活動についての情報収集をしましょう。

行政・社協の取組

① 地域福祉を担う人材の育成支援

施策	内容	担当
民生委員・児童委員、主任児童委員の養成と研修強化	民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域に根ざした福祉活動の中心的存在です。毎月の協議会やワークショップ等により連携を深め、一層の資質の向上に努めます。	健康福祉課
	民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員や福祉推進員の方々は、小地域における福祉課題の発見、住民による助けあい活動のリーダーとしての役割が期待されます。各役職の役割を認識し、協力体制を図りながら、福祉活動の強化につなげます。	健康福祉課 社会福祉協議会
身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の養成と研修強化	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員は、町が委嘱しています。民生委員・児童委員、主任児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組を推進するリーダーとして活躍できるよう、他職種連携会議等、研修に努めます。	健康福祉課
福祉協力員、福祉推進員の養成と研修強化	福祉協力員、福祉推進員は、町社協が委嘱しています。民生委員・児童委員、主任児童委員らと連携して、地域の福祉課題の発見とその解決に向けた取組を推進する役割を研修会等により浸透させ、福祉意識の向上を図ります。	社会福祉協議会
地域リーダーの育成	自治会や老人クラブなど、地域の活動組織を支援するとともに、そのリーダーの養成に努めます。	総務課 健康福祉課 社会福祉協議会

施策	内容	担当
青少年育成を通じた 早期からの地域活動 への参加の促進	地域活動やボランティア活動等への参画機会の充実を図り、青少年の地域社会への参加を促進します。	社会福祉協議会 教育課
	各学校単位で独自に進められている福祉協力校事業を町全体でのまちづくりに発展させていくための支援や県立八百津高等学校との連携を推進します。	
	各学校の取組について情報交換をそれぞれの独自性を踏まえた、地域社会との連携を進めていきます。	
	「未来トーク」（子ども視点のまちづくり意見交換会）を充実させ、子供の自発性（自分たちで考える場）を促す取組をすすめます。	教育課

② ボランティアに取り組む人の育成支援の推進

施策	内容	担当
ボランティアに 取り組む人の育成 支援の推進	広報紙や講演会等で各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報提供に努めるとともに、ボランティアの募集や、ボランティア参加のきっかけづくりなどの啓発活動に取り組めます。	社会福祉協議会
	地域内の支え合いなど、これからより多くの担い手が必要となる活動について、活動を前提とした講座を開催し、人材の育成を行います。	
	関係機関や町内の企業への呼びかけ、連携などを行い、新たな活動者の発掘を行います。	

③ ボランティア活動への支援の推進

施策	内容	担当
ボランティア活動への支援の推進	地域で行われるボランティアを援助し、活動をより活発なものにするため社協へ登録したボランティア団体に対し、活動費の助成を行います。また、社協にボランティア登録すれば保険料が助成されることを住民に周知します。	社会福祉協議会
	ボランティア保険の内容の周知と活用促進を図り、ボランティア保険料の助成や活動機材等を貸し出すなど、ボランティア活動を支援します。	
	ボランティア連絡会を開催し、各ボランティア団体の連携や情報交換などを行うことや、ボランティア団体に対し、活動メニューの提案や活動情報を提供するなど、ボランティア参加者が無理なく継続して活動に取り組むことができる方法等について提案していきます。	
	町内のボランティアと他市町村のボランティアとが交流する機会づくりを行い、工夫した取組などについて学ぶと共にボランティアへのモチベーションを高めることで活動の活性化を図ります。	
ボランティアコーディネート機能の強化	「ボランティアセンター」のボランティアコーディネーターが、各種ボランティア団体の活動状況、要支援団体等の情報把握・発信に努め、活動希望者や要支援者からの相談対応や、活動希望者と要支援者を結び付けるコーディネート機能の強化に努めます。	
	活動団体の運営支援、買い物・通院・散歩などの外出支援、家屋の簡単な修繕など地域で求められている支援・活動等を適切に把握し、これらさまざまなニーズに対応するために、具体的な活動を前提としたボランティアの養成に努めます。	

④ NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進

施策	内容	担当
NPO法人設立に向けた支援や運営支援の推進	NPO法人格取得に向けた相談窓口を設置し、NPO法人設立に向けた支援を行います。	地域振興課
	町内2つのNPO法人の活動は、高齢者・障がい者支援の分野において重要な役割を果たしています。連携や協議の場を設け、協働体制を整備します。	健康福祉課 社会福祉協議会

（２）八百津町社会福祉協議会の強化

【現状・課題】

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。

八百津町社会福祉協議会の認知度をみると、活動内容等全く知らない人は１割程度となっています。今後充実してほしいこととして、「高齢者への支援やサービスの提供」が最も多く、「身近な福祉の相談窓口の充実」「住民の助け合い活動への支援」「福祉に関する情報発信」などとなっており、その期待が大きいことがわかります。

引き続き、住民への社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、住民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが求められます。

【方向性】

地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図るとともに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、新しい福祉サービスの開発・実施に努め、社会福祉協議会活動の新たな事業展開を図っていきます。

地域・住民の取組

- 八百津町社会福祉協議会の行事に参加してみましょう。
- 「社協だより」を見て、社協の活動を知りましょう。
- 八百津町社会福祉協議会の実施するボランティア講座に参加しましょう。

行政・社協の取組

① 町社協の認知度向上

施策	内容	担当
町社協の認知度向上	「社会福祉大会」や「福祉講演会」「福祉映画会」など、住民が参加できる行事を開催し、認知度向上につなげます。	社会福祉協議会
	職員として視野を広げ、見識を深めるために、町社協事業や福祉教育などを実施する際には積極的に地域住民との交流を図り、より住民に寄り添った団体としてPRを行い、町社協の認知度向上につなげます。	
	広く住民に町社協の活動を周知するため、社協のパンフレットを作成します。また、広報紙「やおつ福祉だより」を発行し、認知度向上につなげます。若年層や福祉への関心が低い人にもアピールできるような紙面づくりをすすめます。	
	経営理念や事業方針、活動等の情報をわかりやすく、繰り返し提供することで、認知度向上に努めます。	

② 社会的弱者への支援

施策	内容	担当
社会的弱者への支援	他機関からの借入れが困難な低所得世帯等に対し、世帯の経済的自立を目的として民生委員・児童委員と連携しながら県社協による生活福祉資金の貸付けと必要な援助・指導を行います。	社会福祉協議会
	他の援助を受けるまでの間、一時的に生活費等を必要とする方に対して他のサービス・制度の利用も含め、課題解決へ最適な方法を関係機関と連携しながら生活一時資金を貸し付けます。	
	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなう日常生活自立支援事業を関係機関と連携を図りながら行います。	

③ 自主財源の確保

施策	内容	担当
自主財源の確保	質が高く、利用者の満足度の高い介護サービスの提供に努めると共に、業務の効率化を図り、自主財源の確保を行います。	社会福祉協議会
	地域における福祉活動の周知を行い、社協活動への参加意識を高めながら住民や町内の企業などに対して会員の募集を行います。また、取引のある町外の法人に対しても積極的に会員募集を行います。	
	「赤い羽根共同募金」運動の意義や目的などのPRに努め、住民をはじめ、法人や職域・団体などの募金運動を推進し、事業財源の確保に努めます。	
	福祉だよりに掲載する有料広告の募集について検討します。	

④ 町社協組織の基盤強化

施策	内容	担当
町社協組織の基盤強化	広い見識と高い経営能力、地域福祉推進の強い意志のある役員による理事会、評議員会を開催することで、町社協事業の方針を年度ごとに検討します。	社会福祉協議会
	各種研修や他市町村社協との連絡協議会、勉強会や講演会に積極的に参加し、職員の専門性など資質向上に努めます。また、専門資格の取得など自己啓発に努めます。	
	地域福祉を推進するため積極的に地域へ出向き、住民参加による福祉活動を進める地域福祉部門の強化を図ります。	
	町委託事業への取組にあたり、すべての住民に良質なサービスを提供する安心できる事業者として認識され、また、サービス利用者にとっては、満足の得られるサービスを提供してくれる事業者として信頼されるよう、職員1人ひとりの専門性や資質向上に努めます。	

(3) 福祉サービスの充実及び質の向上

【現状・課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

アンケート調査では、福祉サービスの利用に関して、不都合に感じたり、不満だったことがある割合は1割となっており、その理由として「利用手続きが煩雑だった」「どこに申し込めばよいのかわからなかった」「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」などの意見があがっています。

今後、だれもが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知をはかるとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

【方向性】

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が適切な窓口へとつなげることができるよう、相談者が必要な情報を素早く提供し、見通しを持った相談となるように努めます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

サービス提供の担い手として住民参加などによるサービス提供体制を構築していけるよう、関係機関で方向性の共有を図ります。

地域・住民の取組

- 自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らしましょう。
- 福祉サービスに関する情報を確認しましょう。
- 福祉サービスの担い手として活動へ参加しましょう。
- 福祉サービス利用者のニーズについて、サービス事業所や町等への連絡をしましょう。

行政・社協の取組

① 行政・事業者の情報・意見交換の仕組みづくりの促進

施策	内容	担当
福祉サービス事業所の 第三者評価制度導入への 支援	岐阜県で取り組んでいる第三者評価制度について、町内の福祉サービス事業所への導入を支援します。	健康福祉課
	岐阜県と連携して町内の福祉サービス事業所の評価結果等の公開に努めます。	

② 多様なサービスの充実

施策	内容	担当
地域に開かれた福祉 サービス事業所 づくりの促進	福祉サービス事業所のもつ高い専門性を地域の資源として活用できるよう、地域、福祉サービス事業所との協議の場を設け、福祉サービス事業所の専門性の活用方法をともに検討します。	健康福祉課
新たなサービスの担い 手づくり	今後、より必要性が高まってくる高齢者介護に携わる人材を養成するため介護職員初任者研修の開催を検討します。	社会福祉協議会

（４）役場庁内の連携促進

【現状・課題】

地域福祉の課題は、多岐にわたるため、町として市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。

そのため、庁内の関係各課が連携強化を図り、地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談の場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していく必要があります。

【方向性】

住民の様々な地域課題に対し、庁内の関係各課の情報を共有し、対応等について連携強化を図ります。

行政・社協の取組

① 役場庁内の連携促進

施策	内容	担当
地域ケア会議の開催	要支援者の個別課題の解決に向けて、保健・福祉・医療・介護等の専門職や関係機関など、多職種の協働による地域ケア会議を開催します。	地域包括支援センター
生活困窮者に対する包括的支援体制の強化	生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、県と連携体制をとりながら、問題が深刻化し解決が困難な状態となる前に支援につなげます。	健康福祉課

基本目標 4 住民誰もが安心して暮らせる環境づくり

(1) 外出・移動、居住支援の充実

【現状・課題】

高齢者等が増加しているなかで、外出等の移動手段の確保は重要となります。

本町では、コミュニティーバス等の各種公共交通機関の運用を図っていますが、利用者の減少に伴い、事業縮小などの課題も出てきています。

今後も、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通など移送支援策の充実が必要です。

また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

【方向性】

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保を行います。

地域・住民の取組

- 運転ボランティアなど、空き時間を活用したボランティアに取り組みましょう。
- 障がい者等用駐車スペースを正しく利用しましょう。

行政・社協の取組

施策	内容	担当
公共交通機関の確保	平成 31 年の公共交通網計画の策定に伴い、平成 30 年度は地区懇談会・事業者ヒアリング・アンケート調査等を実施し、関係機関での住民の交通手段のあり方についての検討を重ねていきます。	地域振興課
新たな移動手段の確立	町の公共交通網の見直しに伴い、住民による地域助けあい活動のひとつとして移動支援サービスについても検討します。いきいきサロン活動において、ボランティアでの移送について推進します。	健康福祉課 社会福祉協議会

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

【現状・課題】

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

本町では、地域での自主防災組織活動や社会福祉協議会との連携による災害ボランティアの育成・確保、災害ボランティアコーディネーターの育成などに努めています。一方、自主防災組織について、防災知識を熟知した人材や支援者が不足が指摘されています。

アンケート調査結果では、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすためには「災害時の避難誘導・助け合い」が必要と考える人が5割と高くなっています。また、大地震などの災害への必要な備えとして「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が重要とする割合が6割と高くなっています。

今後、防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であるとともに、災害発生時や避難所などでの支援体制の充実が必要です。

【方向性】

災害時や緊急時には、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めるとともに、地域での自主防災体制の強化を図ります。また、自治会、防災会と連携し、防災リーダーの育成をすすめます。

また、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、災害時要援護者支援者台帳のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

地域・住民の取組

- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 災害時要援護者、支援者台帳に要援護者、支援者として積極的に登録しましょう。
- 近所の人の顔が分かり合える地域づくりをしましょう。
- 地域での自主防災活動を支援します。

行政・社協の取組

施策	内容	担当
防災体制づくりの推進	地域の防災拠点である詰め所の耐震補強工事を毎年実施している。地震防災マップの全戸配布など、大規模地震に対する防災体制の整備や消防施設の充実を図ります。	防災安全室
	住民の防災意識向上のため、自主防災組織の活動を推進し、地域住民相互による迅速な救援活動を行うことができるよう小地域ごとの救援体制の確立を支援します。	防災安全室
	災害ボランティアの育成を通じ、住民の防災・減災の意識を高め災害に強い町づくりにつなげます。	社会福祉協議会
災害時ボランティアに取り組む人の育成・活動支援の推進	防災リーダー養成講座を開催し、防災リーダーを育成します。特に若い年齢層のリーダー育成に取り組んでおり、八百津町在住の高校生リーダー育成に力を入れているところです。 また、自主防災組織の中から防災リーダー養成講座に参加してもらえよう働きかけを継続していきます。	防災安全室
	災害ボランティア登録者の中から、災害時に災害ボランティアセンターの運営に協力できる方を複数地区でピックアップし、確保します。	社会福祉協議会
	「災害ボランティア研修会」や講演会を開催し、災害時におけるボランティアの必要性や活動について広く周知することで、災害ボランティア登録者の増員を図っていきます。	
避難行動要支援者の支援	障がい者や高齢者など、災害時に地域の援護が必要な方に対し、災害時要援護者台帳への登録を促進し、同意を得た上で関係機関と情報を共有していきます。	健康福祉課 防災安全室 社会福祉協議会
	また、災害時における要援護者の状況に応じた避難支援体制を構築します。	

(3) 防犯活動の推進

【現状・課題】

近年、高齢者などを対象とした詐欺や悪徳商法などの犯罪や、子どもや障がいのある人を取り巻く事件なども発生しています。

本町では、広報等を通じて架空請求詐欺についての注意喚起などの啓発活動の実施や児童の登下校の見守りなどに取り組んでいます。

今後も、住民の防犯意識を高め、地域住民同士の助け合いや、地域の防犯体制を強化していく必要があります。

【方向性】

高齢者や障がいのある人等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

地域・住民の取組

- 日ごろから防犯意識を高めましょう。
- 向こう三軒両隣のつきあいを大切にしましょう。
- ウォーキングをする際は、パトロールを兼ねて散策しましょう。

行政・社協の取組

施策	内容	担当
防犯体制づくりの推進	警察など関係機関と連携を図りながら、犯罪に関する情報とその防止についての情報を提供し、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止につなげます。また、地域振興課では消費生活相談窓口を設置しており、必要時に迅速に対応していきます。	防災安全室 地域振興課
	各種講座や講演会、町のイベント、地域で開催されるいきいきサロンの場などを利用して、防犯に関する情報を提供していくことで、住民の防犯に対する意識の高揚を図り、犯罪被害の防止に努めます。	防災安全室
	防犯パトロール等、地域住民や関係団体の協力を得ながら、地域の防犯活動を実施します。ゆるやかな見守り活動として、みまもり隊ボランティアを募集し、地域の見守り体制づくりの取組を行います。	社会福祉協議会

（４）生活に困難を抱える人への支援

【現状・課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが重要です。

【方向性】

地域のふれあい・支え合い体制を維持しながら、高齢者や障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、さまざまな専門機関等との連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

地域・住民の取組

- 地域で支援を必要としている人への声掛け、見守りを行いましょう。
- 地域で支援を必要としている人を民生委員など適切な相談者などへつなげましょう。
- 地域で支援を必要としている人に、地域での情報提供や相談支援を充実します。
- 地域で支援を必要としている人に、きめ細かなサービスを提供します。

行政の取組

① 生活に困難を抱える人への支援体制の構築

施策	内容	担当
生活困窮者自立支援制度の促進	生活困窮者の生活課題の解決に向けて、本人の状況に応じた支援を生活支援・相談センターと連携を図りながら行います。	健康福祉課 社会福祉協議会
自殺対策の推進	自殺や自殺に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成するとともに、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援します。	健康福祉課
再犯防止等の地域づくりの推進	犯罪や非行をした者が、地域で安心して暮らせるよう、社会復帰後も途切れることなくその人の特性に応じた指導や支援を受けることができるよう、関係機関等と連携します。	健康福祉課

成果目標

項目	現状値	目標値 2023 年度 (平成 35 年度)
ふれあいいいききサロンの実施率	79.5%	96.0%
地域見守り協定事業所数	34	40
見守りボランティア登録者数	86 人	200 人
ボランティア登録団体数	24 団体	27 団体
ボランティア活動に参加している人の割合	15.6%	17.3%
福祉に関する情報について<入ってくる>と回答した人の割合	30.4%	50%
地域ケア会議の開催数（地域包括支援センター）	4	12
成年後見制度利用支援件数	6	10
福祉サービス全体の質の向上に<満足>（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した人の割合	57.8%	70.0%
住んでいる地域の住みやすさについて<住みやすい>（「どちらかといえば住みやすい」と「住みやすい」の合計）と回答した人の割合	60.7%	70.0%



第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制と評価

本計画の推進を図るため、地域住民、住民団体、事業者、社会福祉協議会および行政との協働のもと、推進体制を整備し、第4章に記載している成果目標や、各事業の実施状況等を定期的に保健福祉推進協議会で把握・評価しながら改善・見直しを行います。

さらに、広報紙やホームページ、各種イベント等を通じて、本計画の普及・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。



参考資料

1 * * * * *

* * * * *

(1) * * * * *

* * * * *

① * * * * *

* * * * *